

# 熊取町議会委員会会議録

〔令和 6 年 3 月定例会〕

議 会 運 営 委 員 会

総務文教常任委員会

事業厚生常任委員会

熊 取 町 議 会

# 目 次

## 〔議会運営委員会（2月29日）〕

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| 令和6年3月熊取町議会定例会の運営について ..... | 1 |
| その他 .....                   | 6 |

## 〔議会運営委員会（3月14日）〕

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 令和6年3月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて ..... | 7  |
| その他 .....                            | 14 |

## 〔総務文教常任委員会〕

|                                                                                     |    |
|-------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 議案第5号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 ..... | 18 |
| 質 疑 .....                                                                           | 18 |
| 採 決 .....                                                                           | 19 |
| 議案第6号 熊取町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例 .....                                               | 20 |
| 質 疑 .....                                                                           | 20 |
| 採 決 .....                                                                           | 20 |
| 議案第7号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 .....                                     | 20 |
| 質 疑 .....                                                                           | 20 |
| 採 決 .....                                                                           | 20 |
| 議案第8号 被災者減免税条例の一部を改正する条例 .....                                                      | 20 |
| 質 疑 .....                                                                           | 20 |
| 採 決 .....                                                                           | 21 |
| 議案第9号 附属機関条例の一部を改正する条例 .....                                                        | 21 |
| 質 疑 .....                                                                           | 21 |
| 採 決 .....                                                                           | 24 |
| 議案第10号 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例 .....                                    | 24 |
| 質 疑 .....                                                                           | 24 |
| 採 決 .....                                                                           | 26 |
| 議案第15号 教育支援センター条例 .....                                                             | 26 |
| 質 疑 .....                                                                           | 26 |
| 採 決 .....                                                                           | 26 |
| 議案第18号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第13号） .....                                                 | 26 |
| 質 疑 .....                                                                           | 26 |
| 採 決 .....                                                                           | 37 |

## 〔事業厚生常任委員会〕

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 議案第11号 土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例 ..... | 40 |
| 質 疑 .....                           | 40 |
| 採 決 .....                           | 42 |
| 議案第12号 介護保険条例の一部を改正する条例 .....       | 42 |

|        |                                                                      |    |
|--------|----------------------------------------------------------------------|----|
|        | 質 疑 .....                                                            | 42 |
|        | 採 決 .....                                                            | 43 |
| 議案第13号 | 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例<br>の一部を改正する条例 .....              | 43 |
|        | 質 疑 .....                                                            | 43 |
|        | 採 決 .....                                                            | 43 |
| 議案第14号 | 下水道条例の一部を改正する条例 .....                                                | 43 |
|        | 質 疑 .....                                                            | 43 |
|        | 採 決 .....                                                            | 46 |
| 議案第16号 | 熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規<br>約の変更について泉佐野市と協議することについて ..... | 46 |
|        | 質 疑 .....                                                            | 46 |
|        | 採 決 .....                                                            | 47 |
| 議案第17号 | 町道路線認定について .....                                                     | 47 |
|        | 質 疑 .....                                                            | 47 |
|        | 採 決 .....                                                            | 47 |
| 議案第19号 | 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号） .....                                  | 48 |
|        | 質 疑 .....                                                            | 48 |
|        | 採 決 .....                                                            | 48 |
| 議案第20号 | 令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） .....                                   | 48 |
|        | 質 疑 .....                                                            | 48 |
|        | 採 決 .....                                                            | 48 |

議 会 運 営 委 員 会

## 議 会 運 営 委 員 会

月 日 令和6年2月29日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

|      |     |      |      |       |
|------|-----|------|------|-------|
| 出席委員 | 委員長 | 坂上昌史 | 副委員長 | 坂上巳生男 |
|      | 委員  | 文野慎治 | 委員   | 石井一彰  |
|      | 委員  | 大林隆昭 | 委員   | 渡辺豊子  |
|      | 議長  | 河合弘樹 |      |       |

欠席委員 なし

|     |        |      |      |      |
|-----|--------|------|------|------|
| 説明員 | 町長     | 藤原敏司 | 副町長  | 南和仁  |
|     | 総合政策部長 | 東野秀毅 | 総務部長 | 藤原伸彦 |
| 事務局 | 議会事務局長 | 林利秀  | 書記   | 阪上高寛 |

---

付議審査事件

- 1) 令和6年3月熊取町議会定例会の運営について
  - 2) その他
- 

委員長（坂上昌史君）皆さん、おはようございます。

本日は、令和6年3月熊取町議会定例会の運営についてご審議いただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

本日の審議に当たりましては、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

開会に入る前に、議会運営委員会委員の変更について議長から報告がありますので、議長、よろしくお願いします。

議長（河合弘樹君）それでは、議会運営委員会委員の変更についてご報告いたします。

議会運営委員会委員が2名欠員となっていましたので、閉会中に議会委員会条例第7条第4項ただし書の規定により、石井一彰議員を議会運営委員会委員に指名し、選任いたしましたので報告いたします。

なお、もう1名枠は欠員としています。

委員長（坂上昌史君）ただいま議長から報告がありましたとおり、石井議員が議会運営委員会委員に新たに選任されましたので、本日出席していただいております。

ただいまの出席委員は6名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

---

（「10時00分」開会）

---

委員長（坂上昌史君）発言される方は、挙手の上、着座で、マイクの赤いランプが点灯した後に発言いただきますようお願いします。

初めに、本定例会に提案されます議案について説明を求めます。藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）それでは、令和6年3月議会定例会にご提案させていただきます案件につきまして、資料に基づき説明いたします。順序につきましては、議会の進行に基づき説明いたします。

まず、4ページの下段、行政報告事項について説明いたします。件数は1件でございます。

損害賠償に関する専決処分報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において町長の専決処分対象として指定されている事項のうち、損害賠償に関する専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告案件について説明いたします。

4 ページ上段をご覧ください。案件は1 件です。

令和5 年度熊取町一般会計補正予算（第12号）の専決処分報告につきましては、地方自治法第179条第1 項の規定により、令和6 年2 月7 日付で専決処分いたしましたので、同条第3 項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。内容につきましては、予防接種健康被害救済制度による給付金に関する経費でございます。

次に、予定議案について説明いたします。

2 ページをご覧ください。

1 件目の副町長の選任同意につきましては、副町長、南 和仁氏の任期が令和6 年3 月31 日付で満了いたしますので、同氏の再任について、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

2 件目の教育長の任命同意につきましては、教育長、岸野行男氏の任期が令和6 年3 月31 日付で満了いたしますので、同氏の後任について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4 条第1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

3 件目の監査委員の選任同意につきましては、監査委員、井上宗保氏の任期が令和6 年3 月31 日付で満了しますので、同氏の再任について、地方自治法第196条第1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

4 件目の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため、一部改正条例案を提出するものでございます。

5 件目の熊取町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例につきましては、本町の条例等に基づく手続について、オンライン化に必要な事項を包括的な特例規定として規定することにより、関係者の利便性向上、行政運営の簡素化及び効率化を図るため、新規条例案を提出するものでございます。

6 件目の地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令が令和6 年4 月1 日に施行されることに伴い、本町が引用している関係条例の条ずれ対応を行うため、整理条例として条例案を提出するものでございます。

7 件目の被災者減免税条例の一部を改正する条例につきましては、今回の能登半島地震の際に総務省より改めて通知のあった災害被害者に対する地方税の減免措置等についての自治事務次官通知を受け、現行条例と比較し、減免の区分が少ないものや規定内容について不明瞭な部分、減免区分を明確にするため、一部改正条例案を提出するものでございます。

8 件目の附属機関条例の一部を改正する条例につきましては、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や、保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童・生徒の健全育成に取り組むための機関として学校運営協議会を設置するため、一部改正条例案を提出するものでございます。

9 件目の会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、地方自治法の一部改正により、令和6 年度から会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することができるため、勤勉手当の支給等に係る本町の関係条例の改正を行うため、整備条例として条例案を提出するものでございます。

10件目の土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例につきましては、宅地造成等規制法を改正する宅地造成及び特定盛土等規制法が令和5 年5 月26日に施行されたことに伴い、当該法律が本町の土砂埋立て等の規制に関する条例の内容を包含するものとなっているため、廃止条例を提出するものでございます。

11件目の介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険法第117条の規定に基づく介護保険事業計画の策定及び介護保険法施行令の一部改正により、令和6年度から令和8年度までの介護保険第1号被保険者保険料率及び保険料段階の基準所得金額の見直しを行う必要が生じたことから、一部改正条例案を提出するものでございます。

12件目の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を改正する必要が生じたため、一部改正条例案を提出するものでございます。

13件目の下水道条例の一部を改正する条例につきましては、大阪広域水道企業団給水条例施行規程が令和6年3月1日に公布されたことに伴い、下水道条例の一部を改正する必要が生じたため、一部改正条例案を提出するものでございます。

14件目の教育支援センター条例につきましては、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律第11条の規定により、町内公立小・中学校に就学する不登校児童・生徒の学習活動に対する支援を行うことを目的として、教育機関である教育支援センターを設置するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、新規条例案を提出するものでございます。

3ページをご覧ください。

15件目の熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更について泉佐野市と協議することにつきましては、持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律が廃止されたことに伴い、熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の一部を変更することについて泉佐野市と協議するため、規約の一部を変更する規約案を提出するものでございます。

16件目の町道路線認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により、11路線の町道路線認定について、議会の議決を求めるものでございます。

17件目の令和5年度熊取町一般会計補正予算（第13号）につきましては、歳入歳出それぞれ5,794万9,000円を減額するものでございます。主な補正内容は、歳入につきましては、国・府支出金、町債など確定に伴うもの、歳出については、500万円以上の不用額が発生するもの及び事業未執行によるもの、くまとりふるさと応援寄附金の基金への積立金によるものなどでございます。

18件目の令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ1万6,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、保険基盤安定負担金の確定に伴うもの、未就学児均等割保険料負担金の確定に伴うもの及び国民健康保険財政調整基金利子の見込額の増額などでございます。

19件目の令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ7,765万3,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、歳入につきましては、被保険者数の増加に伴う保険料の増額、歳出については、被保険者数の増加に伴う大阪府後期高齢者医療広域連合への保険料等の負担金の増額によるものでございます。

20件目の令和5年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、資本金収入の既決予定額に480万円を増額、資本金支出の既決予定額に484万1,000円を増額するものでございます。主な補正内容は、流域下水道建設負担金及び企業債の増額でございます。

なお、この議案につきましては、起債の借入れ期限が25日となっており、それまでの議決が必要となることから、委員会付託を省略し、本会議でご審議いただきたくお願いするものでございます。

21件目の令和6年度熊取町一般会計補正予算につきましては、前年度に比べ1.7%増の158億1,217万円でございます。令和6年度予算は予算編成時期が町長選挙と重なったため、骨格予算ではありますが、政策決定済みの施策について計上させていただいております。主な内容についてで

ございますが、教育支援センター設置に関する経費、町立小・中学校の体育館へのエアコン設置に関する経費、町内民間保育園に就職した保育士への支援金給付に関する経費などとなっております。

22件目の令和6年度国民健康保険事業特別会計につきましては、前年度に比べ1%減の48億3,524万4,000円でございます。前年度と比較しまして、歳入の主なものとして、被保険者数の減少による保険料及び府支出金の減少、財政安定化支援事業繰入金の増加などがございます。歳出の主なものとしたしまして、療養給付費の増加、高額療養費の減少などがございます。

23件目の令和6年度熊取町後期高齢者医療特別会計につきましては、前年度に比べ15.2%増の9億4,504万1,000円でございます。前年度と比較しまして、歳入の主なものとして、被保険者数の増加に伴う保険料徴収予定額及び保険基盤安定繰入金の増加などがございます。歳出の主なものとしたしまして、広域連合納付金の増加などがございます。

24件目の令和6年度熊取町介護保険特別会計予算につきましては、前年度に比べ1.1%減の41億1,836万7,000円でございます。前年度と比較して、歳入の主なものとしたしまして、保険料及び国庫支出金の増加、支払基金交付金、府支出金、繰入金の減少などがございます。歳出の主なものとしたしましては、介護サービス等の保険給付費の増加、地域支援事業費の減少などがございます。

25件目の令和6年度熊取町墓地事業特別会計予算につきましては、前年度に比べ0.6%減の4,063万9,000円でございます。前年度と比較して、歳入の主なものとしたしまして、永代使用料、管理手数料の減少、歳出の主なものとして、基金積立金の減少などがございます。

26件目の令和6年度熊取町下水道事業会計予算につきましては、前年度に比べ5.2%減の23億5,784万7,000円でございます。収益的収入の事業収益は12億1,196万5,000円で、前年度に比べ9.41%の増加、収益的支出の事業費用は11億6,092万円で、前年度に比べ4.82%の増加となっております。資本的収入につきましては8億7,482万3,000円で、前年度に比べ21.92%の減額、資本的支出につきましては11億9,692万7,000円で、前年度に比べ13.19%の減少となっております。

次に、3ページをご覧ください。

追加予算議案といたしまして、現時点で、国民健康保険条例の一部を改正する条例、工事請負契約の締結について（熊取町立老人福祉センター整備工事）を予定しております。

以上で、令和6年3月議会定例会にご提案させていただきます案件についての説明を終わらせていただきます。

委員長（坂上昌史君）ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

次に、本定例会の会期について議題といたします。

会期については、別紙日程表（案）のとおり、3月6日から3月28日までの23日間といたします。本会議の開催については、3月6日、7日、8日、11日及び28日の5日間といたします。

常任委員会については、事業厚生常任委員会を3月14日に、総務文教常任委員会を3月15日にそれぞれ開催いたします。

特別委員会については、設置いたします予算審査特別委員会を3月19日、21日、22日及び25日に、環境施設広域化調査特別委員会を3月11日にそれぞれ開催いたします。

また、第2回目の議会運営委員会については3月14日に、議員全員協議会は3月15日に開催いたします。

以上のとおり、令和6年3月熊取町議会定例会の会期及び会議日程を決定したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、会期及び会議日程については、そのようにさせていただきます。

次に、一般質問、会派代表質問の順番につきましては、お手元に配付のとおりであります、一



般質問につきましては2月21日正午に通告を締め切った後、会派代表質問につきましては2月27日に全ての通告が出された後、議長によるくじ引で決定いたしました。

次に、議事の運営であります。

日程第6 議案第1号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第12号）の専決処分報告についての件、日程第7 議案第2号 副町長の選任同意についての件、日程第8 議案第3号 教育長の任命同意についての件、日程第9 議案第4号 監査委員の選任同意についての件及び日程第26 議案第21号 令和5年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）の件、以上の5件は委員会付託を省略し、本会議で審議していただきます。

次に、日程第10 議案第5号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の件、日程第11 議案第6号 熊取町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の件、日程第12 議案第7号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件、日程第13 議案第8号 被災者減免税条例の一部を改正する条例の件、日程第14 議案第9号 附属機関条例の一部を改正する条例の件、日程第15 議案第10号 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例の件、日程第20 議案第15号 教育支援センター条例の件及び日程第23 議案第18号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第13号）の件、以上の8件は総務文教常任委員会に付託して、審議をしていただきます。

次に、日程第16 議案第11号 土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例の件、日程第17 議案第12号 介護保険条例の一部を改正する条例の件、日程第18 議案第13号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件、日程第19 議案第14号 下水道条例の一部を改正する条例の件、日程第21 議案第16号 熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更について泉佐野市と協議することについての件、日程第22 議案第17号 町道路線認定についての件、日程第24 議案第19号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件及び日程第25 議案第20号 令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件、以上の8件については事業厚生常任委員会に付託し、審議をしていただきます。

次に、日程第27 議案第22号 令和6年度熊取町一般会計予算の件、日程第28 議案第23号 令和6年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の件、日程第29 議案第24号 令和6年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の件、日程第30 議案第25号 令和6年度熊取町介護保険特別会計予算の件、日程第31 議案第26号 令和6年度熊取町墓地事業特別会計予算の件及び日程第32 議案第27号 令和6年度熊取町下水道事業会計予算の件、以上6件については、予算審査特別委員会を設置した上、本特別委員会に付託し、審議していただきます。

以上のとおり、令和6年3月熊取町議会定例会の運営を行うことについて、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、令和6年3月熊取町議会定例会の運営については、以上のとおり決定いたします。

ここで、理事者の皆様方にはご退席をお願いします。お疲れさまでした。

（理事者退席）

---

委員長（坂上昌史君）次に、意見書の取扱いについてでございますが、意見書・要望書等受付一覧をご覧ください。

意見書につきまして、4件提出されております。

渡辺議員から、若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書（案）、地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進を求める意見書（案）、坂上巳生男議員から、万博関連業務を中止し、能登半島地震による被災者支援、復旧に全力を尽くす

ことを求める意見書（案）、志賀原子力発電所の廃炉を求める意見書（案）、以上４件でございます。

これらの意見書について、各会派に持ち帰り、審議をしていただき、次回３月１４日の議会運営委員会で意見を提出していただきます。

ほか、要望書等についての紹介は省略いたします。

以上で、令和６年３月熊取町議会定例会の運営に関する事項を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。何かございますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

---

（「１０時２３分」閉会）

---

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

坂上昌史

## 議 会 運 営 委 員 会

月 日 令和6年3月14日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

|      |     |      |      |       |
|------|-----|------|------|-------|
| 出席委員 | 委員長 | 坂上昌史 | 副委員長 | 坂上巳生男 |
|      | 委員  | 文野慎治 | 委員   | 石井一彰  |
|      | 委員  | 大林隆昭 | 委員   | 渡辺豊子  |
|      | 議長  | 河合弘樹 |      |       |

欠席委員 なし

|     |        |      |      |      |
|-----|--------|------|------|------|
| 説明員 | 町長     | 藤原敏司 | 副町長  | 南和仁  |
|     | 総合政策部長 | 東野秀毅 | 総務部長 | 藤原伸彦 |
| 事務局 | 議会事務局長 | 林利秀  | 書記   | 阪上高寛 |

### 付議審査事件

- 1) 令和6年3月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて
- 2) その他

委員長（坂上昌史君）皆さん、こんにちは。

本日は、令和6年3月熊取町議会定例会における追加議案についてご審議いただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

本日の審議に当たりましては、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

（「13時30分」開会）

委員長（坂上昌史君）発言される方は、挙手の上、着座で、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

それでは、本定例会に提案されます追加議案について説明を求めます。藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）それでは、令和6年3月熊取町議会定例会に追加議案としてご提案させていただきます案件についてご説明いたします。

2ページの追加予定議案の欄をご覧ください。

追加議案は4件です。

1件目の国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、健康保険法等の一部が改正され、退職者医療制度が令和6年4月1日付で廃止されること及び令和6年度より国民健康保険料が大阪府下統一となることなどから、国民健康保険条例の一部を改正する必要性が生じたため、一部改正条例案を提出するものでございます。

次に、2件目の工事請負契約の締結について（熊取町立老人福祉センター整備工事）につきましては、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、3件目の令和5年度熊取町一般会計補正予算（第14号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億5,934万円を増額補正するものでございます。主な補正内容は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に関する経費、保険料軽減世帯割合の増加による国民健康保険事業特別会計繰出金などの補正でございます。

次に、4件目の令和5年度熊取町健康保険事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、補正額はゼロ円で、補正内容は、保険料軽減世帯割合の増加に伴う財政安定化支援事業繰入金の増額及び国民健康保険料の減額でございます。

以上で、令和6年3月熊取町議会定例会にご提案させていただきます追加議案についての説明を終わらせていただきます。

委員長（坂上昌史君）ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本4件につきましては、3月28日の本定例会最終日に追加議案として上程し、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは、本4件については追加議案として上程し、委員会付託を省略して、本会議で審議をしていただきます。

ここで、理事者の皆様にはご退席をお願いいたします。お疲れさまでした。

（理事者退席）

---

委員長（坂上昌史君）次に、選挙管理委員及び同補充員の選挙の件について、議会事務局長から説明をお願いいたします。林議会事務局長。

議会事務局長（林 利秀君）選挙管理委員及び同補充員の任期が令和6年3月29日で満了となり、選挙管理委員及び同補充員の選任の選挙につきましては、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定に基づき、議会において選挙することとなっております。

本町においては、議会申合せ事項により、「選挙管理委員及び同補充員の選挙は指名推薦によることとし、議会運営委員会において事前に選考する」となっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

委員長（坂上昌史君）説明が終わりましたが、選挙管理委員及び同補充員の任期は4年であります。

選挙管理委員及び同補充員の選挙は、事務局の説明のとおり、指名推選によることとし、選挙管理委員及び同補充員の候補者は資料に記載の方々と、補充員の補充順序につきましては、記載の順序といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、選挙管理委員及び同補充員の選挙は指名推選によることとし、選挙管理委員及び同補充員の候補者は資料に記載の方々と、補充員の補充順序につきましては記載の順序とすることといたします。

次に、本定例会に提案いたします議会運営委員会提出に係る追加議案3件について、議会事務局長から説明をお願いします。林議会事務局長。

議会事務局長（林 利秀君）それでは、まずは6ページの議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の件について説明いたします。

提案理由ですが、各種ハラスメントがもたらす弊害が社会問題として取り上げられ、ハラスメント防止が社会的課題となっていることに伴い、町議会として、ハラスメントの防止を図るため、この条例案を提出するものでございます。

府内の市町村議会の状況では、ハラスメントに関する規定をしているところは43団体中7団体とまだ少ない状況ではございますが、議会から率先してハラスメントを根絶することは、ひいては社会全体のハラスメント根絶につながることに寄与することになるため、この条例案を提案するもの

でございます。

7ページが改め文になります。

8ページの新旧対照表をご覧ください。

政治倫理基準を定めている第3条第1項に「ハラスメント等公序良俗に反する言動又は行為をしないこと。」を第8号として規定し、7ページの附則にあります公布の日から施行するというものでございます。

次に、9ページの議会委員会条例の一部を改正する条例の件を説明いたします。

提案理由ですが、重大な感染症の蔓延防止措置の観点からもしくは大規模な災害等の発生または公務、疾病、育児、看病、介護、出産、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由により委員会の開会場所への参集が困難な委員からオンラインを活用した委員会の開会の求めがある場合におきまして、委員長がオンラインによる委員会を開会することができるようにするため、この条例案を提出するものでございます。

改正の経緯ですが、新型コロナウイルス感染症への対応を契機として、表決が伴う本会議については地方自治法上オンライン会議はできないものの、委員会については、各団体の条例や会議規則について改正の措置を講じた上で、オンライン会議により開会することは可能であることが総務省より示されました。それとあわせて、国からは委員会への出席が困難な事情がある場合として、災害の発生や育児、介護等の事由をもって議員がオンラインによる方法で委員会に出席することも差し支えないとの見解も示されたところです。そういったことを受け、府内の団体では既に16団体、うち町議会は島本町と河南町が委員会をオンラインで開会できるように条例等を改正済みとしているところです。

なお、島本、河南の2つの町に至っては、オンラインでの開会実績はなく、今後必要になったときに速やかに開会できるよう、まずは制度面の整備を行っているといった状況でございます。

したがって、本町議会においても平時、災害時、パンデミック時等の様々な状況、場面においてはオンライン委員会の活用が重要になってくると考えられます。オンライン委員会の開会には、議場へのモニター設置やカメラの再編等が最終形としては必要になってきますが、現時点でもテレビモニターを持ち込み、タブレットを活用しての開会は可能でございますので、制度的なところを整備するべく、この条例案を提案するものでございます。

10ページが改め文です。

11ページの新旧対照表をご覧ください。

委員会への出席が困難な事情がある場合の対応を委員会の開会方法の特例として第13条の2として追加し、要件を定めています。第1項第1号に重大な感染症の蔓延防止措置と大規模な災害等の発生により参集が困難な場合を規定し、第2号に公務、疾病、育児等の事由によるものを規定してございます。第2項から第4項は、委員がオンラインによる出席を希望する場合の委員長許可等の規定を定めています。

次に、12ページにかけての第16条の委員長及び委員の除斥に関する規定に、許可を得て出席、発言する場合についてもオンラインによることができることをこの規定に加えるものでございます。

10ページの附則ですが、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

最後に、13ページの議会会議規則の一部を改正する規則です。

提案理由ですが、さきに説明しました議会委員会条例の一部改正条例に規定するオンライン委員会が開かれた場合において、委員会が審査または調査中の事件について委員でない議員に出席を求めた場合の委員外議員及び請願の紹介議員についても、オンラインで出席することができるように、この規則案を提出するものでございます。

14ページが改め文でございます。

15ページの新旧対照表をご覧ください。

委員外議員の発言を規定している第67条と請願の際の紹介議員の委員外出席を規定している第92

条に、オンライン委員会時に出席できる規定をそれぞれ追加するものです。

14ページの附則ですが、この規則は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、先ほどの2つの条例改正とこの規則の一部改正議案につきましては、議会運営委員会の提出議案として3月28日の本会議最終日に追加議案として提出させていただきます。

説明は以上でございます。

委員長（坂上昌史君）ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本委員会は、この3件について、本定例会に追加議案として上程するため、議会会議規則第13条第3項に基づき議長に提出したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本委員会は、この3件を本定例会に追加議案として上程するため、議長へ提出いたします。

なお、この3件につきましては、3月28日の本定例会最終日に追加議案として上程し、議会会議規則第38条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本会議で審議していただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、この3件につきましては、追加議案として上程し、議会会議規則第38条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

---

委員長（坂上昌史君）次に、先日持ち帰っていただきました意見書案4件についてご意見をいただきます。お手元に配付しております意見書一覧の順に審議いたします。

まず、1件目の若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書（案）について、補足説明はありますか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）今回、オーバードーズとかいった社会問題になっている件についての意見書なんです。参考資料をつけさせていただきました。厚生労働省が検討会で取りまとめている概要資料と、もう一つ、問題になっている市販薬がどういったものなのかというところが分かるように資料をつけさせていただきましたので、「わが国における市販薬乱用の実態と課題」ということでその検討会で出された分の資料なんですけれども、この分を見ていただいたらよく分かるかと思ってつけさせていただきましたので、資料を見ていただきまして、私が下手に説明をするよりかは分かるかなと思ひまして資料をつけさせていただきましたので、ご検討よろしく申し上げます。

委員長（坂上昌史君）次に、ご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。坂上巳生男副委員長。

委員（坂上巳生男君）意見というか質問ですけれども、今回の意見書（案）については、社会問題となってきたようですので、若者でしょうね。年配の方がこういうことするということもあまりないんかと思いますが、若者を中心としたオーバードーズ（薬物の過剰摂取）と書いてありますが、風邪薬とかせき止め薬とか、そういったものを通常考えられないほどの過剰摂取することで何か多幸感、幸福な気分になったりストレス解消になったりするということで、覚醒剤と同じような扱い方をしているという、そういう現状があるようなんですが、ここ近年、これがにわかに大きな問題としてクローズアップされているということで、そういった若者のオーバードーズを防ぐという意味で、これにもっとしっかりと対策をしてほしいという意見書のようなので賛成はしたいと思いますが、1番目、1項目の医薬品の6成分を含む市販薬とありますが、この6成分というのはどういことですかね。

委員長（坂上昌史君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）参考資料の3ページ目ですか、わが国における市販薬乱用の実態と課題という嶋根

卓也先生の資料の分で、3ページ目に6つありますよね。たんを取る薬、せき止めですかね。風邪薬とか痛み止め、鎮静薬、抗アレルギー薬、眠気防止薬（カフェイン製剤）、この6成分を含む市販薬というふうに思っております。

委員長（坂上昌史君）坂上巳生男副委員長。

委員（坂上巳生男君）ここに書かれているのは市販薬の例ですよ。市販薬に含まれている6つの成分という、成分の表現にはなっていないと思うんですけどね。

委員長（坂上昌史君）大林委員。

委員（大林隆昭君）すみません。今調べたんですが、厚生労働省が出している資料には、具体的にはエフェドリン、コデイン、ジヒドロコデイン、ブロムワレリル尿素、プソイドエフェドリン、メチルエフェドリンとなっています。

委員長（坂上昌史君）坂上巳生男副委員長。

委員（坂上巳生男君）分かりました。6成分とありましたので、今、大林委員が早速調べていただいて、その6成分の名前を発表していただきましたが、我々素人なんで6成分の名前を聞いたところでよくは分からないわけですが、麻薬性のあるというか、そういう麻薬に近いような成分がその中に含まれているのかなという気はしますけれども、そういったものを継続的あるいは一どきに多量に摂取することで覚醒剤、麻薬と同じような、そういう効果を発揮するということで、そういう薬の使用の仕方ができるということを若者が何でそんなことを発見したのかなという気もするんですけど、そういうことでオーバードーズによる健康被害ということが起こってきているということで、それはいろんな、ここに書かれているような様々な方法を講じてそういうことを防ぐことはしていかないとはいけません。

特に、4番目にオーバードーズには社会的孤立や生きづらさが背景にあるため、オーバードーズを孤独・孤立の問題として位置づけ、若者の居場所づくり等の施策を推進すること、これはちょっと包括的な漠然とした表現ではありますが、こういう若者の置かれている社会的な状況を解決する必要もあるんだということを文章で表現しているわけで、こういった問題は解決は困難ではあると思いますが、そういう面での国、自治体の努力ということも求められているのかなと思います。基本的にはこの意見書（案）には賛成いたします。

委員長（坂上昌史君）ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、本意見書（案）について、意見等をまとめます。

全会一致ですので、追加議案として上程することにいたします。

次に、2件目の地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進を求める意見書（案）について、補足説明はありますか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）この分につきましても、サーキュラーエコノミーというちょっと分かりにくい言葉かと思ひまして、循環経済ということなんですが、分かりにくいかなというところで資料をつけさせていただきました。循環経済への移行は、資源や製品を経済活動の様々な段階で循環させることで資源効率性を上げ、新たな資源の採取、エネルギーの消費や廃棄物発生をミニマム化するとともに、その循環の中で付加価値を生み出し、新たな成長の扉を開く鍵ということになっているんですが、循環経済することによって資源を循環させていくということで、それを基に資源を循環させることで、また経済も回していくというか、そういう付加価値を生み出していくという、そういった観念の下で、またそれも地方創生という形で、地方創生の取組としてしていってほしいということで、そういった事業を行う自治体と企業が連携して取り組む、そういった事業について国がしっかり支援してほしいというような内容の意見書でありまして、参考事例とかも資料でつけさせていただいておりますので、見ていただいたらよく分かるかと思ひます。

委員長（坂上昌史君）次に、ご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、本意見書について、意見等をまとめます。

反対者がいませんので、追加議案として上程することにいたします。

次に、3件目の万博関連業務を中止し、能登半島地震による被災者支援、復旧に全力を尽くすことを求める意見書（案）について、補足説明はありますか。

（「なし」の声あり）

次に、ご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。石井委員。

委員（石井一彰君）大阪維新の会熊取を代表して、万博関連業務を中止し、能登半島地震による被災者支援、復旧に全力を尽くすことを求める意見書に対して意見を述べさせていただきます。

被災地で急がれるインフラ復旧作業は土木工事を中心ですが、万博会場の土木工事は9割方終え、新築の建設工事が行われている状況です。また、万博会場の工事を請け負う大手ゼネコン幹部の方の話でも、土木と建築、設備工事では人材の職種が異なり、資材も足りているし、震災は万博工事に影響しないとおっしゃっています。インフラ整備には時間がかかり、解体作業や仮設住宅の建設が進む被災地で新しい住宅を建設していくのは来年度以降になる可能性が高いため、本格的に住宅の復旧が期待される時期と万博の建設工事時期は重ならないと考えられます。

また、長らく低迷してきた関西経済にとり、万博開催は重要な投資になります。震災があっても日本経済が着実に復旧し、万博を予定どおりにやり切ることが非常に重要だと考えます。復興の過程を海外の人に見てもらうことも、国威発揚から課題解決型へと向かう近年の万博とは親和性があり、また、新型コロナウイルス禍以降の訪日外国人客の関心が地方に向いている中、万博会場外に足を運ぶ拡張万博の取組として北陸への周遊を盛り込んでもよいのではないのでしょうか。

以上のことから、大阪維新の会熊取としては、万博関連業務を中止し、能登半島地震による被災者支援、復旧に全力を尽くすことを求める意見書提出に賛成いたしかねます。以上です。

委員長（坂上昌史君）ほかにありませんか。坂上巳生男副委員長。

委員（坂上巳生男君）ただいま維新の石井委員から賛成できないと、反対であるという意見表明がございましたが、私どもは、この意見書に書かれてある内容のとおりであり、1月1日に発生した能登半島地震による被害というのは極めて甚大なものであります。現在、災害復旧作業が多くの方の努力によって進められているわけですが、先ほどの石井委員の説明では、主として災害復旧は土木工事だからあまり影響しないかのようにおっしゃられておりましたけれども、これからも災害復旧、土木工事はもちろんのことですけれども、住宅建設も進んでまいります。道路建設なども進められてまいります。土木、建設、様々な形で災害復旧の工事が進められているわけなので、影響しないはずはないと私どもは考えております。

そしてまた、その意見書（案）にも書かれておりますように、各通信社、新聞社の世論調査でも万博中止を求める声が調査のたびに増えてきております。そしてまた、万博そのものに別に行きたいと思わない、チケットを買いたいと思わないという声も7割以上に達しているというふうな状況で、国民の関心も極めて低調であります。そしてまた、パビリオンの建設も大変遅れております。中国パビリオンなどは開催日初日に間に合うかどうかというふうなことも報道されておりますが、このままでは万博開催日に多くのパビリオンが建設できていないまま、非常に悲惨な状況で万博に突入するのではないかと、そういう見苦しい状況での万博は一刻も早く中止して、そういう補償金を少なくして済むような、そういう形での中止を求めていると思っています。

残念ながら賛成できないという意見もありますが、私どもとしてはぜひ賛成いただきたいと思っています。

委員長（坂上昌史君）ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、本意見書（案）について、意見等をまとめます。

意見が一致しないので、上程しないことといたします。

次に、4件目の志賀原子力発電所の廃炉を求める意見書（案）について、補足説明はありますか。



坂上巳生男副委員長。

委員（坂上巳生男君）これについても、意見書案文の中に全て言い尽くされておると思いますが、私自身も、能登半島地震が発災する以前に関しては、志賀原子力発電所に関してはちょっと関心不足といたしますか、注意を怠っていたと感じております。極めて危険性の高い地震、能登地方はずっとここしばらく数年の間、地震が多発しており、危険性も騒がれていたわけなんですありますが、そういう立地状況の中で現在も志賀原発の廃炉を求める訴訟も起こされております。志賀原発廃炉を求める住民運動も高まってきております。そういう中での今回の地震でした。

書かれておるように、使用済み核燃料プールのポンプが詰まって一時的に冷却が停止するというような、そういう非常に危険なトラブルも起こりました。それにもかかわらず、政府のほうは地震発災直後に安全だというふうな、十分きちんと事実関係も確認しないまま異常なしというふうな公表をしていたというふうな懸念がございます。

そしてまた、避難計画にも問題があつて、最大15万人の避難を想定しているということなんですけれども、5キロ圏内と5キロから30キロ圏内でしたか、そういう2つに分けて、5キロ圏内の場合には県外避難、そして5キロから30キロ圏内は自宅避難というふうな、県外避難をしようにも道路が寸断されて県外には移動できないというふうな状況の下での地震でした。そしてまた、5キロ圏内から30キロ圏内には多くの方が住まれています、住宅が倒壊、半壊とかそういった状況の下で、とてもじゃないけれども自宅避難もおぼつかない、自宅そのものが壊れている、そういう状況の下での自宅避難というふうな、そういう多くの住宅が倒壊する、あるいは道路が寸断されるという、そういうことを全く頭に入れていない、想定していない避難計画ということで、極めて非現実的な避難計画であつたという問題も表面化しております。

そういう様々な問題を抱えているわけなんです、現在のような大きな地震を経験してしまったという現時点において、もともと危険な立地ではあつたんですが、志賀原子力発電所は即刻廃炉を決定すべきであるということを要望する意見書であります。ぜひともご賛同いただきたいと思います。

委員長（坂上昌史君）次に、ご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）この意見書につきましては、その趣旨というか、そういうものは理解できるんですけれども、原発につきまして今、即廃炉というところにつきまして、行く行くやっぱり再生可能エネルギー等そういったものがちゃんと確率された上で、電力についての整備がちゃんとあるならば廃炉という方向には持っていくべきですが、今のところ、なかなか今すぐ廃炉というのは難しいのかなというふうに思います。

それと、ここにある説明の中で外部電源が一部使えなくなりというふうなこととか、使用済み核燃料プールのポンプが止まり一時的に冷却が停止したというトラブルがあつたというふうに意見書の中にあるんですが、一応北陸電力のホームページのほうで実態についてはどうなのかというところが載ってまして、外部電源が一部使えなくなったということですが、その分につきましては非常用の電源として非常用ディーゼル発電機を大容量電源車及び高圧電源車8台を使用できる状態を確保しており、使用済み燃料の冷却等の原子力発電所の安全性は維持することができておりますというふうな、そういうホームページのほうで説明がありました。

そしてあと、使用済み核燃料プールのポンプが止まり一時冷却が停止したということですが、この分につきましても、1号機の燃料プール冷却浄化系ポンプが一時的に停止しましたが、停止前後でプール水温29.5度に変化はありませんでした、2号機の燃料プールは、冷却浄化系ポンプは停止しておりませんというふうに、そういった事案につきましての説明が上がっております。

まずは一番危険な状態というのが、放射性物質が外部に放出されることが一番危険でありまして、今回この志賀発電所ではそういうことがない、今回の地震によって発生していないということですね。

志賀原子力発電所は、大規模な地震が発生し、同時に外部電源が全てなくなったとしても、安全

機能、止める、冷やす、閉じ込めるを満足できる設計としておるということで、発電所に設置しているモニタリングポストの数値に変化はなく、外部への放射能の影響はありませんでしたということで、そういう説明がホームページにあったんですが、東日本大震災のときは本当に原子力災害が大きくて、東京電力福島第一原子力発電所の使用済み燃料プールの冷却が困難になり、また水素爆発が起こって放射性物質が外部へ放出したということがあって、廃炉ということで今やっているわけなんです。今のところ志賀原子力発電所における被害というのはそういったものではないというところで、今、能登半島のほうで大きな被害になっているのは、発電所の被害ではなくて、やっぱり家屋が倒壊し液状化が起きてというところの被害が大きくてというところかと思いますので、この意見書につきましては、今すぐ廃炉を求めるという内容につきましては賛同できないかなと、意見を申し述べることに賛同できないかなというふうに思っております。

委員長（坂上昌史君）ほかにありませんか。坂上巳生男副委員長。

委員（坂上巳生男君）ただいまの渡辺委員の発言は極めて残念な発言だと言わざるを得ないと思います。今回の志賀原発の事故が部分的な事故であって、何とかクリアできたというふうなことの説明に終始していると思います。今回は幸い大きな事故にはならなかった、それは事実です。しかし今後、能登半島がさらにまた巨大地震に見舞われるかもしれない、そういう可能性の高い地域ですね。断層については、そこにも書いてありますけれども、もともと原子力規制委員会に提出された資料では、想定される活断層は最大値96キロであったんですが、実際には長さ150キロに及ぶ活断層が動いたというふうなこともございます。

さらにまた、1年後、あるいは場合によっては1年以内に再び巨大地震に見舞われるかもしれない。そういうときに今回の事故よりもさらに巨大な事故が志賀原発において発生しかねないということもあるかと思えます。

ですから、志賀原子力発電所の廃炉というのは一刻も早く決定して、安全対策を講じるべきであるというふうに考えております。以上です。

委員長（坂上昌史君）ほかにありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）すみません。もう一点、今、原子力規制委員会が入って、やっぱりそういったものを調査して、実際、対策というものを検討しておられるかと思えますので、今、坂上巳生男副委員長が言われたそういった対策につきましては、やっぱりちゃんと手を打っていく方向では進めているかなというふうに思います。

委員長（坂上昌史君）それでは、本意見書（案）について意見等をまとめます。

意見が一致しないので、上程しないことにいたします。

次に、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出についてでございますが、令和6年3月定例会閉会から令和6年6月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、追加議案として議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出をいたします。

以上で、令和6年3月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについての件を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。何かございますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。

なお、追加議案書につきましては、3月26日にアップロードの予定となっております。ご協力ありがとうございました。

---

（「14時09分」閉会）

---

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するた

め、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

坂上昌史

総務文教常任委員会

## 総務文教常任委員会

月 日 令和6年3月15日（金曜）招集

場 所 熊取町役場議場

|      |      |         |         |         |
|------|------|---------|---------|---------|
| 出席委員 | 委員 長 | 文 野 慎 治 | 副 委 員 長 | 渡 辺 豊 子 |
|      | 委 員  | 石 井 一 彰 | 委 員     | 坂 上 昌 史 |
|      | 委 員  | 坂 上 巳生男 | 委 員     | 田 中 圭 介 |
|      | 議 長  | 河 合 弘 樹 |         |         |

欠席委員 なし

|       |                        |         |                      |         |
|-------|------------------------|---------|----------------------|---------|
| 説 明 員 | 町 長                    | 藤 原 敏 司 | 副 町 長                | 南 和 仁   |
|       | 教 育 長                  | 岸 野 行 男 | 総合政策部長               | 東 野 秀 毅 |
|       | 総合政策部理事<br>兼危機管理課長     | 野 津 恵   | 総 務 部 長              | 藤 原 伸 彦 |
|       | 総 務 部 理 事              | 井 口 雅 和 | 住 民 部 長              | 巖 根 晃 哉 |
|       | 住 民 部 理 事              | 山 本 浩 義 | 健康福祉部長               | 木 村 直 義 |
|       | 健康福祉部<br>統 括 理 事       | 石 川 節 子 | 健康福祉部理事              | 松 浪 敬 一 |
|       | 都市整備部長                 | 田 中 耕 二 | 都市整備部理事              | 白 川 文 昭 |
|       | 都市整備部理事                | 山 田 大 河 | 都市整備部理事              | 永 橋 広 幸 |
|       | 教 育 次 長                | 阪 上 敦 司 | 教 育 委 員 会<br>事務局統括理事 | 吉 田 茂 昭 |
|       | 教 育 委 員 会<br>事 務 局 理 事 | 三 原 順   | 企画経営課長               | 近 藤 政 則 |
|       | 財 政 課 長                | 竹 田 陽 介 | 情報政策課長               | 浦 添 全 弘 |
|       | 総 務 課 長                | 道 端 秀 明 | 人 事 課 長              | 阪 上 正 順 |
|       | 税 務 課 長                | 松 藤 茂 孝 | 住 民 課 長              | 山 戸 由紀美 |
|       | 環 境 課 長                | 岩 本 妃美子 | 環境センター<br>所 長        | 椿 原 康 雄 |
|       | 健康・いきいき<br>高 齢 課 長     | 都 志 伸 仁 | 障がい福祉課長              | 馬 場 智 代 |
|       | 生活福祉課長                 | 降 井 広 志 | 保 育 課 長              | 藤 本 明   |
|       | 保険年金課長                 | 橘 和 彦   | まちづくり計画<br>課 長       | 馬 場 高 章 |
|       | 道路公園課長                 | 山 原 栄 次 | 道路公園課参事              | 宮 内 要重男 |
|       | 下水道河川課<br>河川農水室長       | 庭 瀬 義 浩 | 学校教育課参事              | 上 垣 圭 一 |
|       | 学校教育課参事                | 河 井 淳   | 生涯学習推進<br>課 長        | 大 屋 真 志 |
|       | 生涯学習推進課<br>参 事         | 立 石 則 也 |                      |         |
| 事 務 局 | 議会事務局長                 | 林 利 秀   | 書 記                  | 阪 上 高 寛 |

### 付議審査事件

- 議案第5号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 熊取町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例
- 議案第7号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 議案第8号 被災者減免税条例の一部を改正する条例

議案第9号 附属機関条例の一部を改正する条例

議案第10号 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第15号 教育支援センター条例

議案第18号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第13号）

---

委員長（文野慎治君）皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、併せて議事が円滑に運びますようにご協力をお願いします。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は6名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

---

（「10時00分」開会）

---

委員長（文野慎治君）発言される方は、挙手の上、着座で、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

また、本日の会議では、案件の終わられた方は会議の途中でも退席いただいて結構ですので、申し添えます。

それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る3月7日の本会議において本委員会に付託を受けました議案8件の審査を行います。議案については、提案理由並びに内容の説明は既に本会議の中で行われておりますので、省略いたします。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）おはようございます。

ちょっと議案のほうに訂正がございますので、すみませんがよろしくをお願いします。

議案第9号の附属機関条例の資料になります。3ページの新旧対照表でございます。右側の現行部分の1行目、括弧書きの部分でございますが、「学校協議会」となっております。正しくは、左の改正案と同様に括弧内は「設置」でございます。申し訳ございませんが、訂正のほうよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

委員長（文野慎治君）ほかに補足説明はありませんか。藤原町長。

町長（藤原敏司君）補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

委員長（文野慎治君）補足説明なしと認めます。

以上で補足説明を終わります。

---

委員長（文野慎治君）初めに、議案第5号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）これにつきましては、本会議の説明の折にも若干質問いたしましたが、念のため確認させていただきたい点が幾つかございます。

今回の条例改正で、4ページのところの新旧対照表を見ておきますと、個人番号の利用範囲というところ、第3条ですね。そこに現行のところ、略になっておりますが、現行の条例では1、2、3のところ、重度障がい者医療費助成、ひとり親家庭医療費助成、子ども医療費助成というのが続いて、その後に4番、5番として就学援助に関する項目が出てまいります。ということで、個人番号の利用範囲が拡大するといえますか、そこに付け加えて就学援助の申請等で個人番号を利用でき

るようになるということなのですが、個人番号を利用することによるメリットについてまずご説明願えますか。

委員長（文野慎治君）上垣学校教育課参事。

学校教育課参事（上垣圭一君）メリットでございますが、マイナンバーを使うこと、提供いただきまして情報連携ということで、現在、1月1日現在熊取町に住所を有していなかった方は、所得情報というのを熊取町は有しておりません。就学援助の判定を行う際にはどうしても所得情報が必要になってきます。従前、転入者につきましては、所得証明書を以前の住所地で発行してもらって、就学援助の申請の際には添付して提出いただいていたところなんです。情報連携ということで行いますと所得証明の添付が必要なくなります。転入前の自治体のほうが保有している課税情報をマイナンバーを使って照合して情報を取得するということになってきますので、住民にとっては所得証明を申請したり交付してもらう必要がない、提出してもらう必要がないということがメリットになってきます。

以上です。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）転入してきた方が1月1日以後ですか、以前の住所地で所得証明を発行してもらう必要がないというか、情報連携で個人番号を活用することでそういう手間が省けるということでは、確かに保護者の方にはメリットであろうというふうに思われます。

ただ、若干気になるのは、もともと継続して熊取町に住んでおられる方で前年度に引き続いて就学援助を受けたいという方の就学援助、これは恐らく毎年申請は必要ですよね。去年就学援助を受けたからといって今年は必要じゃないとかいうことにはならないと思うんですが、毎年就学援助の申請手続が必要ですが、マイナンバーの活用になりますと、恐らくこれから毎年、申請の際にマイナンバーの記入が必要になってくるんかと思うんですが、それはいかがですか。

委員長（文野慎治君）上垣学校教育課参事。

学校教育課参事（上垣圭一君）ただいま委員指摘いただいている熊取町の住民で課税情報を有しているような方にもマイナンバーを提供してもらう必要が出てくるのじゃないのかというご指摘なんですが、それは特段活用することのないマイナンバーになってきますので、提供を求める予定はありません。申請書等にもそういうふうな事柄は分かりやすく書いていこうというふうに考えております。

以上です。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）そうしましたら、マイナンバーの記入が必須要件にはならないということですか。

委員長（文野慎治君）上垣学校教育課参事。

学校教育課参事（上垣圭一君）熊取町で課税情報を有している方にはマイナンバーを提供いただく必要はありませんので、おっしゃるとおりです。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）分かりました。ありがとうございます。了解いたしました。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第5号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（文野慎治君）次に、議案第6号 熊取町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第6号 熊取町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（文野慎治君）次に、議案第7号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第7号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（文野慎治君）次に、議案第8号 被災者減免税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは質疑を行います。質疑はありますか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）災害被害者に対する地方税の減免措置についてですが、現行条例と比較して減免の区分が少ないものや規定内容について不明瞭な部分について改正したというご説明だったと思うんですが、国の法律に合わせた分と、それと本町独自でそのまま残した分とあるかと思うんですが、その辺のご説明をお願いしたいと思います。

委員長（文野慎治君）松藤税務課長。

税務課長（松藤茂孝君）それでは、ご説明させていただきます。

被災者減免税条例ですが、第2条が町民税の減税、それから第3条が固定資産税の土地部分、それから第4条が固定資産税の家屋に関する減免の条例の文章になっております。

町民税の内容で見ますと、第2条第1項、表の部分がございますが、1号、2号、3号の部分、本人が死亡した場合ですとか生活保護を受けるようになった場合、障がい者になった場合というのが、これは国の基準に合わせて改正をしております。ただ、4号部分、重傷になった場合というのは国の基準ではございませんので、今まで現行で町の条例でございましたその部分を生かした状態になっております。かつ所得制限についても、被災者減免税条例、今までは所得の制限がございましたが、国の基準ではございませんでしたので、その部分、所得の制限の撤廃をしております。

続きまして、2項の部分というのが扶養親族の方にも何かしらの災害があった場合ということ



になりますが、この部分というのは国の基準ではございませんので、町の条例をそのまま生かした形で残した状態になってございます。

続きまして、3項の部分ですけれども、被災によって不動産に被害を受けた場合ということになります。こちら、表で見ていただきますと、1号、2号、3号の部分は国の基準にあるとおりとなっております。ただ、4号の部分につきましては町の現行条例でしかございませんでしたので、生かした状態になっております。

なお、所得の制限につきましては、今まで4段階に分かれておりましたが、国の基準では3段階となっておりますので、国の基準に合わせまして3段階にしておるところでございます。

続きまして、3条、4条が固定資産税に関するものなんですけれども、こちらの部分は丸々国の基準に合わせたところがございます。

以上です。

委員長（文野慎治君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。国の規定でない部分は町の規定の分を残したというところで理解させていただきました。ありがとうございます。

こういった内容についての住民への周知というのはどういう形になるんですか。

委員長（文野慎治君） 松藤税務課長。

税務課長（松藤茂孝君） 周知となりますと、当初賦課の際に減免のことを書いた記載がございますので、そのあたりに記載したものを案内に書くことになろうかというふうに考えてございます。

以上です。

委員長（文野慎治君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第8号 被災者減免税条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（文野慎治君） 次に、議案第9号 附属機関条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君） 今回の附属機関条例の一部改正につきましては、学校運営協議会を新たに設置するというので、そのための委員報酬についての規定を記載するというようなんですが、学校運営協議会というのはどういうものかについては議員全員協議会でも説明がございました。再度確認のためにお尋ねしたいんですが、学校運営協議会の委員報酬が年額1万2,000円となっておりますが、この委員の人数は何名なのか、そして委員の中に学校長等学校関係者は入るのか、その辺のご説明をお願いします。

委員長（文野慎治君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） まず、学校長のほうも含めて委員として活動をしていただくということになります。人数に関しましては6人というふうに考えてございます。

以上です。

委員長（文野慎治君） 坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君） 報酬を支払う委員は6名だけれども、それとは別に学校長も学校運営協議会のメンバーとして入るという理解でよろしいんですか。

委員長（文野慎治君）上垣学校教育課参事。

学校教育課参事（上垣圭一君）委員は7人以内ということで考えていまして、あと校長を入れて7名で、報酬をお支払いするのが6名ということで考えております。

以上です。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）分かりました。

学校運営協議会の役割ということについては、事前に説明もございましたし、一定理解しているつもりではあるんですが、お聞きしたところ、現時点でも既に学校ごとに学校協議会というものが置かれているということなんですが、既に設置されている学校協議会、こちらのほうは報酬なしのボランティアのようですが、この学校協議会と学校運営協議会との違いはどうなりますか。

委員長（文野慎治君）上垣学校教育課参事。

学校教育課参事（上垣圭一君）学校協議会との違いなんですけれども、一番大きなポイントとしましては、校長が学校運営の基本方針を協議会に諮った際に、学校運営協議会のほうは承認ということで、それに対してイエス、ノーといいますか、答えが出せると。学校協議会のほうは、その承認というまでの権限は持ち合わせておりません。そこが一番大きなところかなというふうに考えております。

以上です。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）学校運営に関する基本方針を承認する権限が学校運営協議会には与えられていると。それが今、一番の大きな違いだと。

もう一点、学校運営協議会のご説明がありました折に、学校の人事といいますか、そういう職員のことに関しても学校運営協議会は意見を述べるができること。それで、教育委員会はそれを配慮しなければならないでしたか、何かそういう説明があったかと思うんですが、その辺での学校協議会との違いはどうなんでしょうか。

委員長（文野慎治君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）基本的に教職員の人事に関しては意見を述べることで、その意見については教育委員会のほうで一定配慮させていただくということになります。ただ、この先生がどうのこうのと言うんじゃなくて、最近いろんな関係で、教科の部分で小学校であれば教科担任制とかというふうな部分も出てきておりますので、そのような大枠の中で例えば先生の配置をもうちょっと、これは府の教育委員会の関係ですので、いきなり増やせと言うても増やせませんけれども、そういうふうな部分での配慮が要るんじゃないかなとか、そういうような部分、大きな意味での教職員人事に対しての意見をいただくと。それに対して教育委員会のほうで一定検討して、大阪府と調整が要る分等については調整をしていくというふうな形でお考えいただければと思います。だから、個人の先生、校長先生を替えてとかそういうのではなくて、大きな教職員人事という中でのご意見をいただくというふうなイメージで考えてございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）分かりました。

もう一点だけ、若干心配するのは、学校の教職員の方々の働き方改革というのが最近大きなテーマにもなっておりますが、先生方は大変忙しいということで、新たに学校運営協議会を設置することで、事務的なこと、会議の準備とかいろいろと学校の先生方がされるんだと思いますが、この学校運営協議会の設置によって、より学校側に負担がかかりはしないかという心配をするんですが、その辺はいかがですか。

委員長（文野慎治君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）ご心配いただいている先生方の負担増という部分については、現在も学校協議会ということで先生方に関わっていただいているんで、特段これが学校運営協議会になったからと

いうことで負担のほうは生じないかなと。負担のほうが生じないような形で学校とも調整させていただきたいなと思っております。

ちょっとすみません、戻って申し訳ないんですけども、先ほどの教職員人事に関しましては、国のほうでは一定そういうふうな方向をもって今後考えていきなさいよということですけども、当面、本庁のほうでは、教職員人事についてはご意見をいただくぐらいで、具体的な話については今後またこの協議会の充実の中で考えていきたいなと思っております。だから現行、今度教育委員会で定めさせていただく規則の中では、その人事に関する部分についてはまた今後ちょっと検討させていただくということで、いろんな学校に対する意見という中でお聞きさせてもらっていいかなというふうには考えてございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）細かい規定についてはこれからということなんですかね。

委員長（文野慎治君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）規則については今、教育委員会のほうで案をつくってございまして、条例というか、この附属機関条例ができ次第、教育委員会のほうで制定をさせていただくということで、先ほど申し上げました具体的な、この間の議員全員協議会でも説明させてもらった所掌事務等については、規則のほうで現在作成をしている。この後、議会の議決後、教育委員会のほうでご承認いただいて、規則を制定させていただく予定でございます。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）ありがとうございます。

ほかの自治体の学校運営協議会の状況はどうかということを他市の方にもお聞きしたんですけども、自治体によって学校運営協議会の運用の仕方いろいろあるかのように聞いておりますので、ぜひ熊取町、その委員となられる地域の方々、学校の先生方、きちんと意思疎通を図りながら、学校運営にとって無理のないようにといたしますか、先生方に負担がかからないように、一方で地域住民の意見がきちんと反映できるように、そういった学校運営協議会をぜひつくっていただきたいと思います。ありがとうございます。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）4ページのところの報酬の分につきまして教えていただきたいんですが、今回この学校運営協議会につきましては年額1万2,000円となっております、ほかの委員会とかは日額になっているんですが、年額になっている理由というか、そういうところを教えてください。

委員長（文野慎治君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）附属機関の委員の報酬額については、年額の委員もございまして月額であったりとか日額という部分もございまして。年額にさせていただいたのは、今の学校運営協議会って大体学期に1回ですので、年に3回程度開催させていただいております。今回、学校運営協議会になるということで、若干学校のほうからいろいろこういう取組があるよというような部分を協議会委員のほうにもご紹介、それでご意見をいただいていく機会が出てくるかなということで、3回で収まれへんかったら都度都度というのも何なので、年間を通して学校に関わっていただけるようにということで年額を採用させていただいております。

近隣市町も見ると、やっぱり日額とか月額とか、大阪府下は日額と年額が多いと思うんですけども、年額のほうが学校のいろんな相談に対して臨機応変な対応もできるかなということで、ほかの附属機関の委員の年額の金額も参考にさせていただいて1万2,000円という設定をさせていただいております。

以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）委員になった限りはずっと1年間携わっていただいて、協議委員にさせていただくと

いうところは変わらないかと思いますが、年に何回やっても1万2,000円という考え方になるのかなというところが、ほかの委員は日額になっている分と年額との違いというのがちょっと分からなかったもので聞かせていただきました。一応、基本的には3回程度というふうになっているということですね。はい、分かりました。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。田中委員。

委員（田中圭介君）1点だけ聞かせてほしいんですけど、学校運営協議会と今、学校協議会とあると思うんですけど、このメンバーが重複する、同じメンバーになるということはあるんでしょうか。

委員長（文野慎治君）上垣学校教育課参事。

学校教育課参事（上垣圭一君）学校運営協議会を設置する学校については、もう学校協議会のほうはなくなります。なので、2つの会が並立するということはありませんので委員がかぶるということはありません。

以上です。

委員長（文野慎治君）田中委員。

委員（田中圭介君）そしたら、学校によって運営協議会があるところとないところが出てくるということですか。

委員長（文野慎治君）上垣学校教育課参事。

学校教育課参事（上垣圭一君）まず、6年度は1校設置で、その1校以外は既存の学校協議会というふうになる予定です。

以上です。

委員長（文野慎治君）田中委員。

委員（田中圭介君）そしたら、それは運営協議会は徐々に増やしていく方向と認識したらよろしいでしょうか。

委員長（文野慎治君）上垣学校教育課参事。

学校教育課参事（上垣圭一君）おっしゃるとおりです。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第9号 附属機関条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（文野慎治君）次に、議案第10号 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）今回のこの条例改正は、会計年度任用職員にこれまでなかった勤勉手当について、正職員と同様に支給するということの改正であって、会計年度任用職員の処遇改善といいますか、そういう実質的な給与、報酬が引き上げられるという改正ですから、これは非常にいいことかと思います。国のほうでそういう方向になりましたので、勤勉手当もつくようになったと。公務員の場合には期末手当と勤勉手当という形に分かれておりますので、これは当然の改定だと思いますけれども、以前、昨年12月議会でしたか、私のほうから人事院勧告に基づく改定があった折に一般の職員は4月に遡っての遡及改定、遡及分の支給があるのに、会計年度任用職員だけは遡及をしない

というのはおかしいんじゃないかというふうに質問したんですが、その辺の検討はどうなっておりますか。

委員長（文野慎治君）阪上人事課長。

人事課長（阪上正順君）委員ご質問の件でございますけれども、遡及適用するか否かについては、まず結論から先に申し上げますと、まだ検討中というところにはなります。今回、勤勉手当を支給するに当たりまして、これはまた当初予算での審議にはなるんですけれども、一定多額の費用がかかるというところで、見積りでは約1億2,000万円ほどの予算を見込んでおります。これは全てではないんですけれども、全ての方がこの全額を使うというわけではないんですけれども、ある程度こういった大きな金額が発生するという中で慎重に考えていく必要があるかというふうに思っております。

また、遡及適用の場合なんですけれども、増額する場合は皆さん喜ばれると思うんですが、減額するということも当然あり得ますので、そういった部分も加味しながら適正に対応していきたいと思っております。基本的には、正職に準じた形で今回の勤勉手当等も創設されていていっている中で、合わせていくのが筋やと思うんですけれども、またそういった今後の財政状況等も踏まえながら考えていけたらというふうに思っております。

以上です。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）すみません。今の影響額1億2,000万円というところで教えていただいたんですが、これって国からは手当でありますよね。

委員長（文野慎治君）阪上人事課長。

人事課長（阪上正順君）金額等については、明確な何%というものの基準はないと聞いております。総務省において地財措置はあるというふうには聞いてございますけれども、自治体の規模等によりまして上限額等は決まってくるのかなというふうには聞いております。

以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）そしたら、幾らというところのものはまだ分からないというところで、いつ頃分かるんですか、そういった国の方針というか。

委員長（文野慎治君）竹田財政課長。

財政課長（竹田陽介君）こちらにつきましては、補助金のような形で国から頂けるようなものではなくて、交付税の算定の中に入っているんです。ですので、具体的に幾らというのは出てくるのは難しい数字にはなるんですが、ただこれ、令和2年度に会計年度任用職員制度ができて、そのときに期末手当を導入されたんですが、そのとき、うちの影響額に比べて交付税はもう全然足りないようなところだったので、今回も恐らく、1億2,000万円の影響が出ているけれど交付税は数千万円とかになるんじゃないかなという、これはすみません、まだ金額は出ていないんですが、足りないのは足りないと思います。

実際、今回の地財対策の中でも交付税の措置はしているんですけれども、交付税総額というのは増えていないんです、国全体にとっても。ですので、今回この勤勉手当で交付税措置してくれているけれど、どこか違うところが少なくなっているんじゃないかなというのは、これは対策を読んでいるの予測にはなるんですけれども、ですのでまた来年度、交付税の算定が終わりましたら、夏ぐらいになるんですが、そのときは一定の数字というのは出せるのかなとは思いますが、今のところはまだ未定です。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第10号 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（文野慎治君）次に、議案第15号 教育支援センター条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第15号 教育支援センター条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（文野慎治君）次に、議案第18号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第13号）の件を議題といたします。

質疑につきましては、説明員の出席の都合上、総務文教常任委員会所管分と事業厚生常任委員会所管分とに分けて質疑を行います。

まずは、本議案のうち、総務文教常任委員会所管の総合政策部、総務部、教育委員会事務局分に関する質疑を行います。質疑はありますか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）まず最初に、11ページの地方特例交付金のところで、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金というところで152万2,000円あるんですが、この分についての説明をお願いします。

委員長（文野慎治君）竹田財政課長。

財政課長（竹田陽介君）こちら、内容につきましては固定資産税の償却資産分になっております。これが令和4年度の取得分まで対象になっておりますので、令和4年度取得なので5年度から新しく課税された分ございまして、その分の特例で減収になった分が国から補填される形になってございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。減収になった分、そのまま100%補填されているんでしょうか。

委員長（文野慎治君）竹田財政課長。

財政課長（竹田陽介君）そのとおりでございます。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。

では続きまして、同じく11ページのところの地方創生臨時交付金9,728万9,000円があるんですが、この分につきましては説明をお願いします、追加交付ということで。

委員長（文野慎治君）近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）内訳、2種類ございます。物価高騰対策として行った非課税世帯向けの3万円給付、あと7万円の給付、それぞれあったかと思います。こちらにつきましては国庫で負担をする分ということで、追加分、もともと80%の概算払いを受けておりました。これに対しましてそ

れぞれ追加分で20%ずつの国の負担分がこのたび入ってくるということで、歳入に計上したものでございます。

以上です。

委員長（文野慎治君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。追加分20%分というところを理解させていただきました。

何件あるんですかね。件数とかではないんですかね、その3万円と7万円で追加された分というのは。

委員長（文野慎治君） 近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君） 全体の事業費につきましてはまた担当課、事業原課に確認いただきたいと思いますと思うんですが、20%というのは総額に対して20%、あと事業費のみならず事務費に関しましても同じように20%分、今回追加交付を受けるものでございます。

委員長（文野慎治君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。

その下の文化芸術振興費補助金115万2,000円についてもご説明をお願いします。

委員長（文野慎治君） 立石生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（立石則也君） 文化芸術振興費補助金につきましては文化庁の補助金になります。

内容についてですが、市町村における文化財の保存、活用に関する基本的なマスタープラン及びアクションプランである文化財保存活用地域計画作成作業に伴い令和5年度に実施しました歴史的建造物悉皆調査の補助金になります。

以上です。

委員長（文野慎治君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 文化財の地域計画というものがちゃんと策定できたというところなんですかね。そして、その計画に基づいてこの補助金を頂いた分の活用はどのようにするのかというところも教えてください。

委員長（文野慎治君） 立石生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（立石則也君） 地域計画については今作成途中でございます。今回、令和8年度をめどに作成を進めているというところでございます。ですから、令和6年度は今後、指定、未指定を問わず各種文化財の調査を行っていくということでございます。

以上です。

委員長（文野慎治君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） まだその策定段階というところでもこの補助金は頂けるというところなんですね。

委員長（文野慎治君） 立石生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（立石則也君） 補助金につきましては事前把握調査にのみ頂けるということで、今回、町内の建物の把握調査を実施したということで補助金を頂いております。

以上です。

委員長（文野慎治君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 調査費用を頂いたというところですね。分かりました。

委員長（文野慎治君） ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君） 23ページのところに小学校就学援助事業、そして中学校就学援助事業、それぞれ1,500万円の減額補正ということで、これは学校給食無償化に伴って就学援助の費用が少なくなるということで補正がされているんですが、小・中学校合わせて3,000万円就学援助費が少なくなったということなんですが、これ、1年間通してということでしょうか。金額になりますか。

委員長（文野慎治君） 上垣学校教育課参事。

学校教育課参事（上垣圭一君） 1年間通しての金額という今、質問をいただいているんですが、学校給食の無償化自体が2学期からだったということ、ちょっと期間を割り戻すと出せると思うんですけ

れど、少し確認させていただいてよろしいですか。もし4月からしておればというご質問でよろしいですね。ちょっと計算しますので確認します。

委員長（文野慎治君）では、よろしくお願いします。

坂上巳生男委員、ほかの質問でいいですか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）まず、ざっくり考えれば大体想像はつくんですが、2学期分で3,000万円ですから単純に1学期分が増えるということでは4,500万円ぐらいかなというふうな、そういう想像はつきますが、就学援助の費用の中に占める学校給食費の負担分というのは結構大きな割合になると思うんです。これまで学校給食無償化に関して、我々共産党議員団だけでなく他の会派の方々も学校給食無償化について質問した折に、1年間を通して学校給食無償化でかなりの金額がかかると。そのときの数字が時々違っていたように思うんですが、1億4,000万円とか5,000万円とか、1億数千万円の費用が学校給食無償化にはかかるというふうなことはご説明されていたんですが、その学校給食無償化の費用の計算の際に、この就学援助で言わば軽減される分、少なくなる分も考慮した上で学校給食無償化の費用を出されていたのか、そこを確認しておきたいんですが。

委員長（文野慎治君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）今、委員おっしゃってくださっている部分で、給食費を無償にした場合の想定金額ということでこの間お答えさせていただいている分については、就学援助に関する部分は入ってございません。ですので、単純に給食費を無償化した場合の食材に係る費用というふうな形でご理解いただければと思います。

それから、年間を通してという先ほどの質問でございますけれども、今回の場合はあくまでも不用額ということで算定した部分でございますので若干金額は違うんですけれども、就学援助でいくと大体3,000万円から4,000万円ぐらいになるかなと思います。就学援助費で、要は給食費を無償化した場合の就学援助費の減額部分というのは、その年々によって人数とかも変わってきますので、ほぼ3,500万円から4,500万円ぐらいの間になるかなというふうな試算をしております。

以上です。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）分かりました。

今のご答弁では、これまで学校給食無償化に係る費用の説明があった際には、就学援助に係る費用は度外視して、それは計算には入れずにご説明があったということで、だから就学援助の分が少なくて済むということであれば、実際の学校給食無償化に係る費用は恐らく1億円程度かなというふうには感じるんですが、それをちょっと確認させていただきました。

私の質問は以上です。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。田中委員。

委員（田中圭介君）ちょっと教えてほしいので、15ページのネーミングライツ料というところで、ひまわりドームと煉瓦館のこれって年間の契約になるんですか。

委員長（文野慎治君）近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）年額での契約になっております。ただし、スタートした時期がひまわりドームにつきましては令和6年1月1日から、煉瓦館につきましては令和6年2月1日からということで、月割りで初年度、5年度分の歳入については計上した結果、それぞれひまわりドームにつきましては10万円、煉瓦館が8万3,000円ということで、合計の18万3,000円を5年度分の歳入として計上しておるものでございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）田中委員。

委員（田中圭介君）この2か所についてですが、入り口に看板を多分設置されていますよね。あれの看板の製作料もこの18万3,000円の中に入っているんですか。

委員長（文野慎治君）近藤企画経営課長。



企画経営課長（近藤政則君）こちらには全く入っておらず、看板の設置費用等については設置される事業者の方の負担で設置をいただいております。

以上です。

委員長（文野慎治君）田中委員。

委員（田中圭介君）泉佐野市とかを見ましたらやっぱり2年、3年契約とかされているんですけど、ここの企業に対してもそういう継続的な契約の見込みはどんな感じですかね。

委員長（文野慎治君）近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）先ほどの答弁、年額といたしますのは、単年度ごとに予算を計上しているからこそのような表現をしたんですけれども、それぞれの建物に対してのネーミングライツ契約はひまわりドームで3年いただいております。煉瓦館で5年ということで、長期的に契約をいただいております。

以上です。

委員長（文野慎治君）田中委員。

委員（田中圭介君）そしたら、3年と5年との合計の金額って分かりますか。

委員長（文野慎治君）近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）ひまわりドームが年額40万円で3年間で120万円、これに煉瓦館が50万円の5年間の250万円を足しまして、370万円という金額になっております。

以上です。

委員長（文野慎治君）田中委員。

委員（田中圭介君）分かりました。ありがとうございます。よく協力していただけていると思います。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）17ページの防犯事業につきまして、防犯カメラ借上料が849万3,000円不用になったということなんですが、ちょっとご説明をお願いします。

委員長（文野慎治君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事兼危機管理課長（野津 恵君）こちらにつきましては、当初、今年度防犯カメラの増設の事業ということで取り組んだために取っていた予算が丸々ということになるんですけれども、その理由なんです、現在、実際はカメラのほうは既に設置が完了しております、通電を待っていると。関電の通電ができれば稼働が開始されるような状況になっておりますが、契約自体が11月28日ということになりまして、これは地元との設置位置との調整等の時間がちょっとかかりまして11月28日の契約になって、そうすると、設置の工期等を見ますと、実際工期として稼働させるのは4月1日からということに契約上なりまして、賃借料につきましては4月以降からかかってくることになりましたので、今年度の予算については不用となったものでございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。そしたら、今年度追加で設置した防犯カメラが11月28日設置なので、まだ稼働していないから不用ということですが、追加で出したというのは48台でしたか。何台でしたかね、追加で。

委員長（文野慎治君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事兼危機管理課長（野津 恵君）新たについたのが47台で、既設の更新分が55台ありました。既設分につきましては、もともと関電の通電が来ていますので、既に更新と同時に稼働が始まっている状態になっております。

以上でございます。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。そしたら、新設した47台分が不用というところ、その分ということによろしいですか。

委員長（文野慎治君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事兼危機管理課長（野津 恵君）いえ、実際不用額となったのは今年度取っていた全ての分が不用額ということになっておりまして、そこは一旦、契約業者との調整の中で、既に動いている分については一定ちょっとご考慮いただいているような状況にはなっております。契約上は、今年度102台設置したんですが、その分丸々リース料については不用になっているという状況になっております。いわゆる設置時期の問題で、稼働しますけれど賃料が今のところ発生していないと、更新分につきましては。そういう状況でございます。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、総務文教常任委員会所管の総合政策部、総務部、教育委員会事務局分に関する質疑を終了いたします。

説明員を交代するため、ただいまからしばらくの間休憩いたします。

---

（「10時55分」から「10時59分」まで休憩）

---

委員長（文野慎治君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、本議案のうち、事業厚生常任委員会所管の住民部、健康福祉部、都市整備部分に関する質疑を行います。質疑はありませんか。田中委員。

委員（田中圭介君）15ページの万博の桜2025の事業補助金の内容を教えてください。

委員長（文野慎治君）山原道路公園課長。

道路公園課長（山原栄次君）こちらにつきましては、関西万博に向けて大阪府のほうから、いわゆる町内に桜を植えていこうということで、桜を植える費用について補助いただいている分ということで、今年度につきましては30本植えさせていただきまして、その分の費用を補助いただいているということになってございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）田中委員。

委員（田中圭介君）その桜は、ちなみにどこに植えられたんですか。

委員長（文野慎治君）山原道路公園課長。

道路公園課長（山原栄次君）永楽ダム周辺に現在ある桜がもうかなり年数がたって老木になっておりますので、一応補植というようなことで、間に植えさせていただいております。

以上です。

委員長（文野慎治君）田中委員。

委員（田中圭介君）これって各市町全部に、43市町村にこの補助金というのが出ているのか、熊取町だけ頂いているのか、教えてもらえますか。

委員長（文野慎治君）山原道路公園課長。

道路公園課長（山原栄次君）熊取町だけということではないというふうに思っておりますが、他の市町がどれだけもらえているかというのは把握してございません。

以上です。

委員長（文野慎治君）田中委員。

委員（田中圭介君）大阪府が各市町に桜を植えていきたいと思います事業の内容なんですよ。

委員長（文野慎治君）山原道路公園課長。

道路公園課長（山原栄次君）関西万博に向けて桜を植えていこうということで、我々、そういう連絡というか通知をいただきましたので、もともと桜の補植というのはずっと続けておりましたので、一応その費用に充てることができるということで、エントリーさせていただいて30本分費用を頂いて

いるということになってございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）田中委員。

委員（田中圭介君）桜を何で植えるのかという、そういう理由というのは大阪府から提示があったんですか。

委員長（文野慎治君）山原道路公園課長。

道路公園課長（山原栄次君）すみません、ちょっとそこまで説明といいますか、理解はしていないんですけれども、もともと町のほうが桜の補植というのをしてございましたので、そういうメニューがあるということで要望させていただいて、頂けているということになってございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）田中委員。

委員（田中圭介君）まあまあ何となくは分かりました。ありがとうございます。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）すみません、最初、入のところで13ページの土地売却収入12万1,000円なんですけど、額は少ないんですが、これはどこの土地の売却になるんですか。

委員長（文野慎治君）宮内道路公園課参事。

道路公園課参事（宮内要重男君）この土地売却収入の場所ですが、野田1丁目地内の旧の水路敷、それと山の手台の開発時に帰属を受けました緑道、実態として開発の隣接地の進入路に利用されていたものの緑道と、その2件分になります。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。

続きまして、15ページのところの駅西整備事業負担金88万2,000円ですか、未執行によるというふうになっているんですが、その辺の説明をお願いします。

委員長（文野慎治君）山原道路公園課長。

道路公園課長（山原栄次君）これにつきましては、町道駅西5号線ということで、府道泉佐野打田線からJR沿いの歩道の整備の費用ということで、泉佐野市との協定に基づいて負担をいただくということになっていたんですけれども、一応その事業については現在まだ地権者の方と事業協力に向けて交渉中ということになってございまして、その交渉がまとまってございませんで、今年度は執行がなかったということで泉佐野市からの負担もゼロということになりましたので、一応予算のほうは、計上していた分はもう皆減ということでゼロにさせていただいてございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。事業債のところにも同じように載ってましたので、その分について未執行というところで、どこの場所かなというところも町道大久保西5号線と書いてあるので分からなかったもので聞かせていただいたんですが、見込み的にはどうなんですか。相手の方との交渉というのは6年度中にはできるというところなんですか。

委員長（文野慎治君）山原道路公園課長。

道路公園課長（山原栄次君）鋭意事業協力のほうをお願いしているところではございますが、若干難しいところもございます。頑張って交渉を続けたいというふうに考えてございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）質疑がないので、19ページです。ごみ収集事業のところで消耗品費が756万8,000円マイナスになっているんですけれども、指定袋作製額の減によるということなんですけど、ちょっとご説明をお願いします。

委員長（文野慎治君）岩本環境課長。

環境課長（岩本妃美子君）こちらにつきましては、指定袋の可燃ごみの袋の分なんですけれども、予算積算時点でごみ袋の単価が上がる見込みをしておりましたので、その分少し多めに予算を積算させていただいたんですが、実際、今年度購入する時点では見込んでいたほど金額は上がらなかったもので、不用額が出ましたので今回減額させていただくものでございます。

以上でございます。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。詳しくは単価幾らで見積もっていて幾らになったか、教えてください。

委員長（文野慎治君）岩本環境課長。

環境課長（岩本妃美子君）予算の積算時点では、45リットルの分が11.4円、それから20リットルについては8.5円で積算してございましたが、実績のほうは45リットルが6.55円、それから20リットルが3.85円ということでございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。この金額は6年度もこの金額なんでしょうか。

委員長（文野慎治君）岩本環境課長。

環境課長（岩本妃美子君）6年度につきましても、まだ価格は高騰する可能性もございますので、こちらのほうは少し5年度の実績に加えた形で予算のほうは要求させていただいております。

委員長（文野慎治君）よろしいですか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。まだ分からないというところなんですね。はい。

そしたら、その下のところの光熱水費1,000万円の減額、減額することはいいことなんですけれども、かなり大きな減額かと思しますので、ちょっとご説明お願いします。

委員長（文野慎治君）椿原環境センター所長。

環境センター所長（椿原康雄君）予算積算時の電気代の燃料調整単価が非常に高騰している時期でございまして、それに基づいて5年度の積算をしたところ、実際に蓋を開けてみると燃料費調整単価が下がってきたというところで差額が生じたというところでございます。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。国のほうも電気代を低減できるように補助してくれた分が下がったのかなというふうに思うんですが、どのぐらい積算していて幾ら減額、キロワット単価になるんですかね。その辺のところの説明をお願いします。

委員長（文野慎治君）椿原環境センター所長。

環境センター所長（椿原康雄君）燃料費調整単価というのは1キロワットアワー当たり幾らということで燃料の輸入の金額に応じて変動するものでございまして、予算積算時、令和4年10月時には調整単価が7.16円だったものが、今年度に入りまして調整単価平均しますと3.00円ということで、その分だけ下がり減額するということになってございます。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。かなり国のほうも補助していただいたのかなというふうに思うんですが、この分、6年度についての見通し的にはどうなんですかね。予算のほうでは積算されているかと思うんですけど。

委員長（文野慎治君）椿原環境センター所長。

環境センター所長（椿原康雄君）すみません。6年度予算の資料がございませんが、6年度予算につきましては、今年度予算と同様に予算積算時、令和5年10月の燃料費調整単価に基づいて積算しておりますので、10月の時点での燃料費調整単価は2.53円でございまして、今年度予算よりはかなり下がった形になっていると思います。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。また続いて渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）道路関係、21ページのところ、すみませんが全て説明していただきたいなと思っ  
ているんですけど、道路維持事業につきまして、道路新設改良事業につきましても、また熊取駅西  
整備事業につきましても減額補正になっているんですが、説明をそれぞれお願いします。

委員長（文野慎治君）山原道路公園課長。

道路公園課長（山原栄次君）まず、道路維持事業につきましては、測量・設計委託料のほうマイナス  
2,400万円の減額ということになってございます。この理由につきましては、落札減のほうマイ  
ナス3,580万円、あと国の追加補正のほう1,180万円頂けてございますので、それを差引きさせて  
いただきまして2,400万円の減額ということになってございます。

あと、町道維持修繕工事費のほう1,500万円ということで増額ということになっておりますが、  
これが国の補正に伴う追加内需分ということで1,540万円頂けてございます。

あと、町道等維持舗装工事費が落札減によるマイナスで900万円ということになってございま  
して、委託料が2,400万円の減、工事請負費が640万円の増ということで、道路維持費につきま  
しては差引き1,760万円の減ということになってございます。

あと、次、道路新設改良費につきましては、測量・設計委託料のほうマイナスの1,500万円、  
道路新設改良工事費のほうマイナスの200万円、これは全て落札減によるマイナスということに  
なっております。合計がマイナスの1,700万円ということになってございます。

あと、駅西整備事業につきましては、測量・設計委託料がマイナスの770万円、包括的業務支援  
委託料が1,000万円のマイナス、用地購入費がマイナスの922万5,000円、物件移転等補償費がマイ  
ナスの7,668万円、これにつきましては全て未執行と執行見込みの減額によるもので、合計が1億  
360万5,000円の減額ということになってございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。大体落札減なんですけど、駅西整備につきましては未執行というのは  
先ほどの町道大久保西5号線でしたか、その分の未執行という分というふうに理解してよろしいん  
ですか。

委員長（文野慎治君）山原道路公園課長。

道路公園課長（山原栄次君）あと、府道泉佐野打田線の歩道整備事業というのを今、大阪府のほうから  
受託を受けて事業を進めてございます。そちらのほうの予算も計上させていただいておりますが、  
そちらについては未執行、また執行額の確定による減額ということで計上させていただいたものにな  
っております。

以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。

そして、公園維持管理事業のところの減額の分なんですけれども、永楽ゆめの森公園についての  
指定管理料、委託料が何か500万円減額で……。測量委託料が500万円減額ですか。ちょっとその辺  
のところの説明をお願いします。それと、その下の草刈工事費の1,200万円の減額についてもお願い  
します。

委員長（文野慎治君）山原道路公園課長。

道路公園課長（山原栄次君）まず、委託料のところ、測量・設計・監理等委託料500万円のマイナスに  
つきましては、今年度、公園の施設の長寿命化計画の策定業務というのを進めさせていただいてい  
まして、その要は執行額の確定による減ということになってございます。

あと、指定管理委託料の500万円の増というのは、駐車場料金がもともと指定管理料の中に一定  
金額含んでおるんですけれども、一応それを下回った場合は要は町から補填するということになっ  
てございまして、その金額の概算見込みが500万円ということになってございまして、一応500万  
円増額させていただいております。

あと、工事請負費の草刈工事費と公園等維持修繕工事費の減につきましては、これはもう落札減による減ということになってございます。

以上です。

委員長（文野慎治君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。落札減等も多いんかと思うんですが、駐車場料金につきまして500万円、指定管理料は幾らでしたか。年額ですよ。それと、駐車場料金につきまして、幾ら収入があって幾ら予定より、これは500万円足らなかったというところなんですかね。その辺のご説明をお願いします。

委員長（文野慎治君） 山原道路公園課長。

道路公園課長（山原栄次君） 指定管理料につきましては、令和5年度につきましては1,480万円ということになってございます。そのうち駐車場料金が……。ちょっと待ってくださいね、すみません。ちょっと時間をいただいてよろしいでしょうか。すみません。

委員長（文野慎治君） 田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君） 数字のほうは今ちょっとお時間いただきたいんですけども、このところ何年間で3月でお願いしている補正でございます。もともと指定管理業者を選定する際のやり方として、一定、応募された各事業者が、うちはこんな事業、こんな事業するよと、こういう経費には幾らだよと出の額を出していただいて、一方でうちのほう、駐車料金が入があるんで、ここはそれぞれで算定してもらいより固定しましょうと。それで、その固定したのが過去の実績でこれぐらいあるからという形で固定して、出から入を引いた額で指定管理料を出しましょうというルールで算定していると。これが仮にもともとそのときに1,500万円を想定していたとしたら、現実には1,000万円しかなかった、今年なんかでいうと。そうすると500万円分どこかで補填せんと合いませんので、それを補填すると、1,500万円を例えば超えていたら、そういうことは一切起こらないと。それは企業努力によって来場者が増えたじゃないかというところのルールとなっておるというところ、まずそこをご理解いただけたらというところですよ。

すみません、以上です。

委員長（文野慎治君） ありがとうございます。

よろしいですか。山原道路公園課長。

道路公園課長（山原栄次君） すみません。指定管理料につきましては1,480万円ということになってございます。駐車場料金が今現在790万円ほど収入が入ってございます。1,300万円ほど見込んでございますので、その足らずを500万円計上させていただいているということになってございます。

以上です。

委員長（文野慎治君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。その見込みというのは例年から見て見込んでいるというところですかね。駐車場料金は、入としては1,300万円例年ずっとあったというところで、令和5年度は減ったというところは、来場者というんですか、利用者が減ったというふうに見て、なぜそんなに減ったのかなというところについての検討とか、その辺何か分かれば教えてください。

委員長（文野慎治君） 山原道路公園課長。

道路公園課長（山原栄次君） 来場者数が減った要因というのは、一つはコロナの影響で過去、ここ数年減ってございます。ただ、若干戻り傾向にはなっておりますので、直近で一番多かったときが令和2年に1,500万円ほど駐車場収入が上がってございます。ただ、その後減る傾向になってございまして、3年が1,200万円ほど、令和4年についても1,200万円ほどということで、この2か年についても3月補正で追加で予算のほうを計上させていただいております。今年度は今現在で約790万円ほどの収入になってございますので、あと、その足らずの分を計上させていただいているということになってございます。

以上です。

委員長（文野慎治君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。コロナの影響ということですが、もう5類に移行したので5年度はもう少し来場者が増えてもいいのかなというふうに思ったわけなんですけど、現実、そうでないというところなんです。

委員長（文野慎治君） 山原道路公園課長。

道路公園課長（山原栄次君） まだ12月時点ですので、天候とかの影響もございますので、若干今年度については天候の不順、特に休みの日に雨が多いということになってございますので、一応12月までですと来園者数でいくと7%ぐらいの減、前年度比で現在なっています。ただ、2月については若干前年度より上回る来園者も来ていただいていますので、特に今、コロナで少ないということを経由に言うているわけではないんですけども、若干減った原因がコロナが原因で、若干今ここ数年は回復傾向にあるということで考えてございます。

以上です。

委員長（文野慎治君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。またゆめの森公園をもっと利用者が増えるように、しっかりと周知や利用者増に向けての取組をお願いしたいと思います。

もう一個、今さっき飛ばしたんですけども、河川維持事業の1,800万円の減額についても、この分につきましてもご説明をお願いします。未執行及び落札減とあるんですが、ご説明をお願いします。

委員長（文野慎治君） 庭瀬下水道河川課河川農水室長。

下水道河川課河川農水室長（庭瀬義浩君） 維持工事費につきましては、令和5年度、一応予定しましたのが2本の工事がございます。1本はずっと年次計画的にやってきていました準用河川見出川、若葉地区の河床整正工事、それに今年から災害に遭った下流側の美熊台の張りブロックを張った法面があらうかと思います。そこも判定士会とかの現地調査を見た中で、やっぱり表面が凹凸しているということで、令和5年度から3か年間で災害の未然防止という事前対策ということでやっていこうとしていたんですけども、今年度6月に災害が発生しまして、そこで河川災害も5本、農林災害も1本と数多くの災害がありましたので、こちらの美熊台のほうの護岸の補修のほうが人員的に手が回らないということで、5年度については未執行にさせていただいている。それプラス若葉で実施しました河床整正工事の落減と合わせまして1,800万円の減額をさせてもらってございます。

以上です。

委員長（文野慎治君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。そしたら、今回災害があつて、国のほうからの災害指定とか何か申請とかもやっていたかと思うんですが、そちらのほうがあつたからというところで美熊台のほうは未執行になったというところ、理解させていただきましたが、6年度にはまたそちらのほうの護岸整備はやっていくということですね。

委員長（文野慎治君） 庭瀬下水道河川課河川農水室長。

下水道河川課河川農水室長（庭瀬義浩君） もともと5、6、7の3か年間で予定していたんですけど、5年がそういうことで未執行になったということなんですけど、年次計画、もともと3年やったんですけども、終わりはもう令和7年度で終わらそうとしていますので、6年、7年の2か年で単年度の予算は増えるんですけども、2か年でやってしまおうと思っています。

以上です。

委員長（文野慎治君） ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君） 先ほど渡辺委員の質問の折に説明がありましたが、21ページの熊取駅西整備事業に関することなんですけど、地権者との交渉が進んでいないということで、JR沿いの歩道設置ですね、その事業が進んでいないということのようなんですけど、これについては私も担当課とも直接いろんなお話もお聞きしてはいるんですけど、現在の府道側から直角に折れ曲がってJR沿いに歩道

を設置するという計画になっているんですが、あの計画自体に無理がありはしないかと、あるいは言い方を変えると、府道沿いの歩道設置をして、府道沿いに新たに一定の広さの歩道を造ってそれを延長してくると、結局ＪＲの高架になっている部分のコンクリートにぶつかるんですよね。結局道路広げても通れないと。そこで直角に折れ曲がってＪＲ沿いに歩道を造るという計画になっているんですが、そもそもＪＲの下に道が通れるようにすればすんなり問題が解決すると思うんですが、ＪＲと交渉して高架になっている部分を拡張する、広げるという発想はこれまで全くなかったんじゃないか。

委員長（文野慎治君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）そのような発想も当時は持っておりましたが、現実的に不可能とＪＲ、それから事業としては大阪府の事業に府道ですのになっていきの中で、実際、軌道敷への影響で実施が不可能という中で、歩道の連続性を確保する上でそこで曲げたという状況でございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）実施が不可能ということがちょっとよく分からないんですけども、技術的に無理なのか、あるいは費用がかかり過ぎるから無理なのか、その辺どうなんですか。

委員長（文野慎治君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）まず、費用がかかり過ぎるというのはもう確実にあります。それとあと、軌道敷への影響といいますのは、電車を止めるという中で工事が不可能というふうに考えております。

以上です。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）かなり費用面でも技術面でも困難であるということは分かっておりますけれども、あそこはどう考えてもあのガード下の幅が狭過ぎるんですよね。だから、あそこを何とかして広げてほしいと地域住民の方も思っているんですけども、そこは今すぐに無理であっても、ぜひ継続して検討していただきたいということを要望しておきます。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。岸野教育長。

教育長（岸野行男君）すみません。先ほど給食費の無償化のところで１年、通年分ということで、教育次長のほうから影響額といいますか、就学援助費に入っているのが３,５００万円から４,５００万円というような粗い試算のほうをお示しさせていただいたんですが、令和６年度の給食費、６年度ベースで試算したものがございますので、ちょっと訂正をさせていただきます。

給食費全体としましては、１００万円単位になりますが１億５,６００万円です。うち就学援助費で見込んでおりますのが３,３００万円ということになります。ですから、影響額としましては差引きの１億２,３００万円ということになります。先ほど３,５００万円から４,５００万円ということで１,０００万円程度差がありましたので、訂正をさせていただきます。

今回の補正予算が２学期で３,０００万円ということで、通年ベースとそしたら３００万円しか差がないんかというようなことも少し疑問が発生するかなと思いますが、補正予算はあくまでも今年度の執行見込額をベースに当初予算から不用額を差し引き、減額させていただいているものですので、その他の不用額も入っているということでご理解いただきたいと思います。

以上です。すみません。

委員長（文野慎治君）ありがとうございました。よろしいですか。関連でいいですか。はい。ほかに質疑はありませんね。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）



異議なしと認めます。それでは、議案第18号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第13号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（文野慎治君）以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これで総務文教常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

---

（「11時35分」閉会）

---

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

総務文教常任委員会委員長

文野慎治

事業厚生常任委員会

## 事業厚生常任委員会

月 日 令和6年3月14日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

|      |     |       |      |       |
|------|-----|-------|------|-------|
| 出席委員 | 委員長 | 二見裕子  | 副委員長 | 大林隆昭  |
|      | 委員  | 多和本英一 | 委員   | 長田健太郎 |
|      | 委員  | 江川慶子  | 委員   | 河合弘樹  |

欠席委員 なし

|     |           |       |           |       |
|-----|-----------|-------|-----------|-------|
| 説明員 | 町長        | 藤原敏司  | 副町長       | 南和仁   |
|     | 教育長       | 岸野行男  | 総合政策部長    | 東野秀毅  |
|     | 総務部長      | 藤原伸彦  | 住民部長      | 巖根晃哉  |
|     | 住民部理事     | 下中昭三  | 住民部理事     | 山本浩義  |
|     | 健康福祉部長    | 木村直義  | 健康福祉部統括理事 | 石川節子  |
|     | 健康福祉部理事   | 松浪敬一  | 都市整備部長    | 田中耕二  |
|     | 都市整備部理事   | 白川文昭  | 都市整備部理事   | 山田大河  |
|     | 都市整備部理事   | 永橋広幸  | 産業振興課長    | 蓑原大祐  |
|     | 環境課長      | 岩本妃美子 | 介護保険課長    | 根来雅美  |
|     | 保育課長      | 藤本明   | 保険年金課長    | 橘和彦   |
|     | まちづくり計画課長 | 馬場高章  | 道路公園課参事   | 宮内要重男 |
|     | 下水道河川課長   | 朝倉優   |           |       |
| 事務局 | 議会事務局長    | 林利秀   | 書記        | 阪上高寛  |

### 付議審査事件

- 議案第11号 土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例
- 議案第12号 介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第14号 下水道条例の一部を改正する条例
- 議案第16号 熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更について泉佐野市と協議することについて
- 議案第17号 町道路線認定について
- 議案第19号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第20号 令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

委員長（二見裕子君）皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、併せて議事が円滑に運びますようご協力をお願いいたします。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は6名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから事業厚生常任委員会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

委員長（二見裕子君）発言される方は、挙手の上、着座で、マイクの赤いランプが点滅した後に発言していただきますようお願いいたします。

また、本日の会議では、議案の終わられた方は会議の途中でも退席いただいて結構ですので、申し添えます。

それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る3月7日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案8件の審査を行います。

議案については、提案理由並びに内容の説明は既に本会議の中で行われておりますので、省略いたします。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。藤原町長。

町長（藤原敏司君）補足説明ございませんので、よろしくお願いいたします。

委員長（二見裕子君）補足説明なしと認めます。

以上で補足説明を終わります。

---

委員長（二見裕子君）初めに、議案第11号 土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）おはようございます。よろしくお願いいたします。

この提案は、土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例ということで、今ある熊取町の条例を廃止することになるんですが、宅地造成等規制法を改正する宅地造成及び特定盛土等規制法が施行されたことに伴って、町のほうの条例が包括する、含まれるということで、熊取町の条例案を廃止するというものかということなんです。

これまで、現状、今のところは面積によって大阪府と熊取町と管轄が分かれていたように理解しているんですが、その辺、現在の状況を教えていただけますか。

委員長（二見裕子君）岩本環境課長。

環境課長（岩本妃美子君）今までの状況ということで、今の条例につきましては、500平方メートル以上3,000平方メートルまでは町のほうが権限がありまして、3,000平方メートルを超えるものについては大阪府のほうが権限はあるということで分かれているんですけれども、実質、もし何かそういう事例がありましたら、権限は府ですけれども、町のほうも協力しながらということで進めることになっております。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）今までは、分かれているということだけれども一緒にやっていくということなんです。分かりました。

監督権者は大阪府ということで、町がパイプ役としてはちゃんとあるということで理解してよろしいですか。

委員長（二見裕子君）岩本環境課長。

環境課長（岩本妃美子君）すみません。先ほどの説明が悪かったかもしれないですけれども、基本的には3,000平方メートル以上の分については大阪府が管轄になりますので、必要に応じて、例えば指導に行くときに町も一緒にという要請があれば一緒に行かせていただくような形になることはあるかと思いますが、基本的には面積要件でそれぞれ担当が分かれてくるということかと思えます。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）分かりました。

住民から、前回もあったことなんですけれども、よう分からんうちに土が運ばれて埋められているという、これ、おかしいん違うかということが朝代のほうでございました。そのときに、熊取町の

条例がその後できたということで、そこまでの分は指摘できなかったということが過去にあったんですけども、身近に町でそういうことが起こる危険性がある土地というのがやはり見受けられるんですよ、開発されそうなところがね。そういうところでもしそういうことが、土を運ばれて盛土するようなことが発生したときに、町がフットワークとしてすぐに対応できるのかなということが心配なんですけれど、その辺はいかがですか。

委員長（二見裕子君）岩本環境課長。

環境課長（岩本妃美子君）今後につきましても、例えば住民とかから何か土を運び込まれているというような相談があったときに、はっきりと盛土規制法の対象になるようなことが分かるようであれば、今後は大阪府のほうに連絡して見ていただくということにもなるかと思いますが、一報が入った時点で様子が分かりにくい点があるようでしたらもちろん町のほうが動くということはあることかと思いますが、その辺は住民が不安にならないように対応のほうは適宜やった上で、その後、もし町が直接対応するところでなければ、必要なところの窓口につながせていただくとかということとでさせていただくことになると思います。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）相談する窓口がはっきりすることと、府のほうがフットワークとして、府庁なのか岸和田にあるのか、その辺でやっぱり対応が違うと思うんですけども、その辺何か、もし分かるようでしたら。

委員長（二見裕子君）岩本環境課長。

環境課長（岩本妃美子君）盛土規制法の対象になるようでしたら、森林区域の場合はみどり推進室のほうになりまして、森林区域以外のところについては建築指導室のほうに窓口になりますので、つながせていただくような形にはなるかと思いますが、まず町のほうに一報が入ったときに、例えばもう明らかに盛土と分かっていたらまちづくり計画課のほうから大阪府の窓口につながせていただくというケースもあると思いますし、もし環境課のほうに連絡が入りましたら、その事情を確認した上で適切なところにつながせていただくというようなことでなってくるかと思っております。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）これからこういったご相談があるんじゃないかなと思うので、環境課に連絡すればそこで対応するという事でよろしいの。府につなげてパイプ役でやってくださるということでよろしいですか。

委員長（二見裕子君）岩本環境課長。

環境課長（岩本妃美子君）基本的には、今後4月1日以降新しい法律ができた場合は、盛土規制法の対象になるようなものにつきましては大阪府のほうに窓口になりますので、はっきりと盛土規制法の対象だということが分かるようでしたらまちづくり計画課を通していきますし、例えば生活環境の保全上ちょっと問題があるとか、盛土規制法の対象になるか分かりにくいということで住民から一報がこっちに来た場合は、現場を見に行かせてもらうのは環境課でする場合もありますし、もうまちづくり計画課を通して大阪府のほうにつなげたほうがいい場合は、そのルートに沿ってこちらのほうではつながせていただくというところで進めさせていただくようになるかと思っています。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）身近なところで対応がすぐできるという今の利点があったんですよ、500平方メートルから3,000平方メートルのところはね。そのままこの条例を置いておくというわけにはいきませんか。

委員長（二見裕子君）岩本環境課長。

環境課長（岩本妃美子君）法律と条例が中身、同じような部分がかぶさっていますので、両方あると実質のところは法律のほうに優先になるかと思うんですけど、条例とほんならどちらを適用するんかというややこしいことにもなるかと思いますが、ほかの市町村もそうですが、条例のほうを廃

止して法律の一本で整理された状態でいくということになると思います。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）分かりました。細やかな対応、この条例がなくなることによって熊取町のそういった心配なところについてもすぐ動けるような体制をお願いしておきます。

委員長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。大林副委員長。

委員（大林隆昭君）熊取町で情報としては持っているということでもいいんですかね。

委員長（二見裕子君）岩本環境課長。

環境課長（岩本妃美子君）すみません、情報というのはどういった情報でしょうか。

委員長（二見裕子君）大林副委員長。

委員（大林隆昭君）すみません。この規制法といいますか、開発が始まっているという情報は、今までは、ここまでは熊取町、ここまでは大阪府ということで、小さいところに関しては熊取町が今までは情報として持っていたのが全て大阪府というふうになると、例えばあそこで開発をやっているということは、熊取町では把握はできるんでしょうか。

委員長（二見裕子君）馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）盛土の条例の関係と開発の関係をいま一度整理したいと思います。

今回の法律の改正によって、町と府の間での権限の移譲等は全くございません。許可権限は依然として大阪府、それで開発の場合、私どもの窓口では今回、法改正によりまして従前のいわゆる宅地造成の事前協議に加えて、一定期間土砂を仮置きするというようなケースも事前協議をお受けする形になっております。ただ、そちらのほうは基本的に大阪府が直轄でなされるということで、それが法令改正によるものとなってございます。

以上です。

委員長（二見裕子君）大林副委員長。

委員（大林隆昭君）分かりました。ありがとうございます。

委員長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第11号 土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（二見裕子君）次に、議案第12号 介護保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）この介護保険条例の一部を改正する条例については、介護保険法第117条の規定に基づく介護保険事業計画の策定及び介護保険法施行令の一部改正に伴う低所得者に係る介護保険第1号被保険者保険料率の引下げ等によりということと改正案が出されております。

第9期の事業計画にこれ反映していくと思うんですが、いち早くの条例改正で合わせていただいて本当にありがたいなと思っております。

これによる基準所得の見直しで保険料が第1段階と第3段階が下がるというご説明だったと思います。第2段階は今も公費投入しているんで据置きなんですよ。すごくありがたいなと思うんですが、第1、第2、第3、この段階の方というのは何人ぐらいおられるんでしょうか。

委員長（二見裕子君）根来介護保険課長。

介護保険課長（根来雅美君）第１段階の被保険者数は1,968名、第３段階につきましては958名と今時点ではなっております。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）ありがとうございます。結構たくさんおられるということですね。

まだ予算は通っていないんですけれども、ここの保険料というんですか、もしお分かりでしたら今教えていただけますか。

委員長（二見裕子君）根来介護保険課長。

介護保険課長（根来雅美君）第１段階の方につきましては、この条例改正に伴いまして基準料率でいきますと3万4,512円になりますが、公費を投入しまして低所得の方というのは引下げを行っております。それも引き続き、この第9期3年間についても引下げを行いますので、公費投入後、第１段階の保険料は2万1,617円、第３段階につきましては、公費投入前は5万2,337円、公費投入後は5万1,958円となる予定でございます。それで予算のほうは上げさせていただいております。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）分かりました。ありがとうございます。

委員長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第12号 介護保険条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（二見裕子君）次に、議案第13号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第13号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（二見裕子君）次に、議案第14号 下水道条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）この下水道条例の一部を改正する条例なんですけど、大阪広域水道企業団給水条例施行規則が令和6年3月1日に公布されたことに伴い、下水道条例の一部を改正する必要性が生じたためという提案なんですけれども、内容は2か月分まとめて集金、徴収するんだというご説明だったと思います。

事前にこの話が議員の中に提案とかご説明とかあったのかどうか分からないので、その辺ちょっと確認したいんですけども、提案前に。

委員長（二見裕子君）答弁を求めます。朝倉下水道河川課長。

下水道河川課長（朝倉 優君）今回、条例改正としては提案させていただいておりますが、事前には特にさせていただいておりません。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）毎月の集金が2か月、水道と下水と一緒に集金する形に変わるということは、先払いではなくて後払いということなんでしょうが、金額の負担がその月だけ大きくなるんですよね、その支払い月については。年金生活の方は2か月に一度なんでそれで対応できると思うんですが、毎月お支払いしたほうが生活が変わらずに過ごせると。一月分、その月は二月払うことによって生活費を削らなければならないということが起こると危惧しているんですが、水道企業団になるときに、熊取町から予算決算の審議もなくなって、それでそういった決め事が企業団からきちんと説明がない中で提案があるということが、何かすごく住民にとって企業団が一方的に、企業団が優先になって下水が合わせていかなあかんという感じに見えるんです。それも事前に説明がなく、急にしてくるということにすごく疑問を感じるんですけど、その辺はいかがですか。

委員長（二見裕子君）永橋都市整備部理事。

都市整備部理事（永橋広幸君）議案のほうの説明でもさせていただいた使用者の利便性を考えますと、今1か月に1回の部分で、私どもも企業団と打合せの中で、大阪府内の約72%が2か月に1回の徴収になってございます。全国的に見ても8割の事業体が2か月に1回の徴収で、それをするによりまして府域一水道の中で2か月に1回が効率もよろしいですし、江川委員、先ほど事前に言われました急にというか、ですので10月1日から半年間の準備期間を設けて周知させていただいて、そういうもしくは引落としにならない場合等々も見受けられますので、各戸にお知らせを配布して、親切に丁寧にこちらのほうと水道の企業団と併せましてお知らせしようと思っている次第でございますので、唐突に現れたというのではなく、企業団とも住民の利便性を考えて一番最適なところが2か月に1回というところで判断してございます。

以上でございます。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）住民に対しては、もうこれが決まりだから10月までかけて丁寧に説明するということなんですけれど、この決め方の問題なんですよ。決め方、3月1日に水道企業団で決まったんでしょうけれども、公布されたということなんでね。水道企業団に提案ある前に、やっぱりこういう動きがあるということを議員も知っとなあかんかったと思うんです。急にこの議会の中で出てきて2か月に一遍という進め方というのは、私はおかしいなと思っています。もっとこのことについて企業団へも話をできる機会もあったやろうし、というふうに感じるんですけど、いかがですか。

委員長（二見裕子君）永橋都市整備部理事。

都市整備部理事（永橋広幸君）ですので、今回、半年前の議会でご提案させていただいて、施行は10月1日等々とはなりますが、ここで丁寧に説明させていただきたいというところで思っております。

以上でございます。

委員長（二見裕子君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）委員おっしゃっているの、手続きがやっぱり我々議員も含めてもっときっちりすべきじゃないかというようなところかと思います。

今回、水道企業団の規定であったということで、水道企業団の議会のほうへの報告も恐らくそういう意味ではなされ、我々の規則と一緒に、条例とは違いますので、なされていない部分があったのかなというところはあります。通常であったら議会にも上程するし、各構成団体の議長宛てに



説明等に回ったりというようなことも物によっては当然してくれているんです。今回それがなかったというところかなと思います。

この辺のところ、住民に直結するようなところでもございますので、我々のほうから、今後になります、そういう対応をやっぱりきっちりしていただくようにという要望をさせていただきたいなと思います。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）こういうやり方をやられると、また何か今後も企業団が優先になって、熊取町の住民の部分、やり方が変わることの影響が出てくることがあるんだったら本当に困るなというふうに思ったんで。言っていただけるということなんで……。言っていただけるということですね。

委員長（二見裕子君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）当然、そういうもし案件があったら、通常説明等しないだろうけれども、ケアするような形でお願いしますというお話はさせていただきたいなと。

ただ、今回のケースでいくと、住民に不利益を与えるようなところはございませんので、ただ、先ほど委員おっしゃっていただいたように、一月、各月徴収だったのが、今月ないけれども来月2か月分で、その月だけ見たら増えるよねということはあると思いますが、そこはやっぱり、説明の中でもありましたが、13団体全体で年間3,000万円経費が変わってくるというところで、これ、最終的には水道料金の上昇云々かんぬんにも直結しかねんようなところもこれだけの額になったらなってくるというところで、やっぱりご理解いただきたいなというのと、決して不合理を与えるようなやり方はしていないというところをご理解いただけたらというところですよ。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）不利益がないとおっしゃいますけれども、払う分は一緒なんですけれど、1か月の生活費がこれだけというふうに金額が決まっている家庭もありますよね。その中で二月分を負担するということというのが分からないですかね、そういう。

委員長（二見裕子君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）それは、申し訳ないですが、ちょっと私が言うと語弊があるか分かりませんが、やっぱり毎月の利用料金というのはある程度分かっていると思うんで、そこはやっぱりご協力いただいて、その分を翌月に置いていただく。毎月であれば、今月、毎月3,000円いつているんだったら、その分は今までどおり銀行に入れておいていただいて、翌月引落としというような形で協力いただければというところなんです。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）ご協力願いたいということなんですけれど、事業所の負担も結構大きいのではないかなと感じます。病院だとか事業所ね、介護保険事業所だとか。

それで、2ページの「管理者が必要と認めるときは、毎月、又は随時に徴収することができます。」という文言が第18条第2項の2の中にあるということなんです、これはどのような事例で受け止めたらよろしいでしょうか。

委員長（二見裕子君）永橋都市整備部理事。

都市整備部理事（永橋広幸君）毎月となりますのが一番最短の期間を定めておりまして、もう何か事由が起こったとき、閉栓をされて、その次の月に閉栓されると毎月になります。または随時というの、災害とか何か起こった場合に、システムの不良とか大きな災害起こったときにはこれ以上ありませんので、最長の部分を示してございます。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）分かりました。お引越されて閉栓にされたとか、そういう特別な事情ですね、災害やとか。普通、一般的にはないということですね。分かりました。

委員長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。河合委員。

委員（河合弘樹君）今の質問の補足みたいになるんですけども、私、水道企業団の議員としてその説明も受けまして、江川委員が言っていたような意見も出ました、その場で。実際やっぱり、今おっしゃっていたように2か月分にしたら事務的な分でメリットがあるということで、反対の意見もありましたけれど皆さん納得して通ったと、そうなっています。今言っているようなことですが、全体ではそういったあれがなくて、私もその説明をしていなかったのはちょっと申し訳なかったなと思っています。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）今、議長から、水道企業団のほうへ議員として行っておられるので、その報告がなかったのは申し訳ないというお言葉がありました。やはり代表として行かれているので、その辺は報告があればこんなふうなことにならなかったのかなと、事前に聞いていればね。そういうふうに思いましたので、また報告のほうはよろしく願いいたします。

委員長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。永橋都市整備部理事。

都市整備部理事（永橋広幸君）江川議員言うていただいた引落しの件について、今お知らせを実は企業団とうちで作っておりまして、その辺の注意する点も重々言いまして、入れていただくように要望していきたいと思ってございます。お知らせは各戸の検針のときにまたお配りさせていただきますので、広報とは別で、もう各戸ポスティングになりますので、見えるようにさせていただこうと思っています。

以上です。

委員長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第14号 下水道条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（二見裕子君）次に、議案第16号 熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更について泉佐野市と協議することについての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）すみません、教えてください。

熊取町の環境農林水産行政に関する事務について泉佐野市に委託することに関する規約の変更ということで、内容がちょっとよく分からなかったんです。これに至った背景を教えていただければありがたいです。

委員長（二見裕子君）蓑原産業振興課長。

産業振興課長（蓑原大祐君）至った経過でございますが、この事務につきましては平成28年4月1日から広域連携事務ということで事務移譲を受けた業務でございます。それを一括して泉佐野市のほうに委託しておりまして、そのエコファーマーというのが持続農業法、これは略なんですけれども、持続的な発展と食料の安定供給確保を図るという、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づいて、エコファーマー制度というのを認定するという業務を泉佐野市のほうに委託しております。

今回、最近の気候変動であるとか、あと農林水産物、食品の生産から消費に至る食料システムを取り巻く環境が大きく変わったということで、新しく令和4年7月1日に、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律という、これは略してみどりの食料システム法というのがございまして、それが施行されたということで、先ほどの持続農業法が廃止されたということで、今回、広域の事務から削除するという経過がございます。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）すみません。そのエコファーマーの認定だけが削除されたということですね。そういうふうな国の分がなくなったのでということで理解したらよろしいですね。

委員長（二見裕子君）蓑原産業振興課長。

産業振興課長（蓑原大祐君）そうでございます、エコファーマーの認定制度が削除されたということで。

委員長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第16号 熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更について泉佐野市と協議することについての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（二見裕子君）次に、議案第17号 町道路線認定についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）ちょっと状況をお聞きしたいんですが、5ページの路線番号918、919、920、921の大久保南3丁目の開発に伴う路線認定なんですが、918の矢印の先が西小学校に向かう通学路なんですね、町道芦谷山原線ですか。これについては住民から登下校中に車が多くなるので大丈夫ですかというような、ここはできたら通らないでほしいというようなお話を聞いているんですが、秋ぐらいから声があるというのが。その辺いかがですか。

委員長（二見裕子君）宮内道路公園課参事。

道路公園課参事（宮内要重男君）918番の大久保南17号線につきましては開発に伴って整備された道路でございますが、交通安全対策につきましては、事前協議から都市計画法の32条協議の中で業者とも行っておりまして、また、通さないでほしいという話ですか、町道として整備する一般の道路なので、通行制限をかけるのはちょっと難しいかと考えております。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）事故が起こってからでは困りますので、何か状況は見続けてほしいなと思います。

配慮のほうをお願いしておきます。

委員長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第17号 町道路線認定についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（二見裕子君）次に、議案第19号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第19号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（二見裕子君）次に、議案第20号 令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）後期高齢者医療特別会計補正予算の3ページ、歳出のところで、広域連合納付金、負担金ですね。補正額が7,765万8,000円ということで金額が大きいのですが、これは当初予算では見込めなかったからこの補正になっているのか、ほかに理由が、加入者が増えているんやったら何か当初の見込みで出ていたように思うんですが、何かほかにも理由があるのか、その辺ちょっとご説明をお願いします。

委員長（二見裕子君）橘保険年金課長。

保険年金課長（橘 和彦君）こちらのほうは、当初予算のほうで一定見込んでいます、被保険者数の伸びですとかですね。令和5年度は保険料率の改定はなかったので被保険者数の影響を加算してやっているんですけども、最終的には、やはりそのときの所得とか増え方であったりとかというのも想定と違っている部分がございます。

例年、3月補正の中で保険料の収納見込みを基に歳入を補正させていただいて、その分を負担金として広域連合に払う必要がありますので、出の予算も必要となっておりまして、基本的には収入増の見込みが負担金に影響を与えているというところでございます。

以上です。

委員長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（二見裕子君）質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第20号 令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（二見裕子君）以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これで事業厚生常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

---

(「10時41分」閉会)

---

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

事業厚生常任委員会委員長

二見裕子